令和６年第１回定例会６月定例会議

中 之 条 町 議 会 会 議 録

令和６年６月　５日　　再開

令和６年６月 18 日　　散会

中　之　条　町　議　会

令和6年第1回中之条町議会定例会　6月　　定例会議　　会議録　　第1日

招集年月日（会議）	令　和　6　年　6　月　5　日								
招集の場所	中之条町役場　議　事　堂								
再開日時	再　開	令和6年6月5日　午前9　時　30　分							
散　会	散　会	令和6年6月5日　午前10　時　21　分							
	議席番号	氏　名	応招・不応招の別	出席・欠席の別		議席番号	氏　名	応招・不応招の別	出席・欠席の別
応招ならびに不応招議員	1番	原沢　香司	応招	出席		9番	冨沢　重典	応招	出席
応招　15名	2番	福田　公雄	〃	〃		10番	関　常明	〃	〃
不応招　0名	3番	山本　修	〃	〃		11番	唐沢　清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃		12番	福田　弘明	〃	〃
出席ならびに欠席議員	5番	山田みどり	〃	〃		13番	剱持　秀喜	〃	〃
出席　15名	6番	佐藤　力也	〃	〃		14番	小栗　芳雄	〃	〃
欠席　0名	7番	関　美香	〃	〃		15番	安原　賢一	〃	〃
	8番	大場　壯次	〃	〃					
会議録署名議員	8番　大場　壯次			9番　冨沢　重典			10番　関　常明		
職務のため出席した者の氏名	事務局長	田村　深雪	書記	山田　和弥					
	議事書記	小板橋　千晶	書記	林　沙晶					
	議事書記	割田　祐太							

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸　茂樹	農林課長	飯塚　和子
	副町長	篠原　良春	観光商工課長	山本　嘉光
	教育長	山口　暁夫	建設課長	本多　宏幸
	総務課長	朝賀　　浩	企業課長	山田　秀樹
	防災安全課長	篠原　　充	六合支所長	油井　文男
	税務課長	齊藤　泰典	会計管理者	安原　隆一
	地域共創課長	湯本　文雄	こども未来課長	山本　伸一
	住民福祉課長	山田　行徳	生涯学習課長	劔持　和美
	保健環境課長	小池　宏之	教習所長	橋爪　　勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

議　事　日　程　　第１号

（６月５日午前９時３０分開議）

第１　会議録署名議員指名

第２　審議期間の決定

第３　議案第　１号　令和６年度中之条町一般会計補正予算（第１号）

議案第　２号　令和６年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

議案第　３号　令和６年度中之条町上水道事業会計補正予算（第１号）

議案第　４号　令和６年度中之条町簡易水道事業会計予算（第１号）

第４　議案第　５号　中之条町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第　６号　中之条町税条例の一部改正について

議案第　７号　中之条町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について

議案第　８号　中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

議案第　９号　中之条ガーデンズ設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第１０号　尻焼温泉弁天の湯の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第５　議案第１１号　群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

第６　議案第１２号　令和６年度中之条町ツインプラザ外壁及び屋根改修工事（学習棟）請負契約の締結について

議案第１３号　令和６年度中之条町文化会館舞台照明設備改修工事請負契約の締結について

第７　報告第　１号　令和５年度中之条町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第　２号　専決処分の報告について

報告第　３号　専決処分の報告について

報告第　４号　専決処分の報告について

報告第　５号　専決処分の報告について

第８　請願第１号・陳情第１号

○

◎　再　開

○議長（安原賢一）みなさん、おはようございます。

第１回定例会の再開にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに令和６年第１回中之条町議会定例会６月定例会議を招集したところ、議員各位には早々にご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。

傍聴席につきましては、映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり大きな声を出されますと録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ここで、諸般の報告を申し上げます。

まず、議員派遣について、お手元に配付した資料のとおり決定させていただきました。

次に、議会友好交流協定を締結しております北区議会において、５月22日、近藤光則副議長が就任した旨の通知がありました。

次に、５月29日の県議長会臨時総会では、監事の補欠選任が承認されました。県議長会から「町村議会議員のなり手不足対策検討会」報告書等が届き、議席に配付しましたので、ご一読ください。

また、監査委員から例月出納検査報告書が、町長からは指名競争入札執行報告書が提出されています。それぞれ事務局にありますので、御覧いただきたいと思います。

以上、諸般の報告といたします。

この際、町長からご挨拶をいただきたいと思います。

町長

○町長（外丸茂樹）みなさん、おはようございます。

本日は、６月定例会議を開催させていただいたところ議員の皆様におかれましてはご参集を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスが５類に移行してから１年が経過したところでございますが、物価高騰、歴史的円安など停滞する地域経済を動かす努力を継続する必要があると考えております。

３月25日には、長野原町に六合中学校の教育事務委託の申入れを行うことができました。

そして、４月には観光拠点である中之条ガーデンズと旧太子駅にて夜桜のライトアップを実施し、幅広い世代の誘客を図りました。

また、先日の中之条ガーデンズで行われましたブルガリア友好フェアにおいて安原議長をはじめ関係議員にご出席を賜り、ブルガリア大使をお招きし開催できたことに対しまして心から御礼を申し上げます。

さて、今回上程させていただきますのは、一般会計、特別会計、事業会計の補正予算が４議案、条例の一部改正が６議案等でございます。慎重審議賜り、ご議決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）ありがとうございました。

ただいまの出席議員は15名です。

これより令和６年第１回中之条町議会定例会６月定例会議、第１日目の会議を開きます。

――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――

◎　会議録署名議員指名

○議長（安原賢一）日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、８番、大場壯次さん、９番、冨沢重典さん、10番、関常明さんを指名します。

――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――

◎　審議期間の決定

○議長（安原賢一）日程第２、審議期間の決定について議題とします。

お諮りします。

今期定例会議の審議期間は、別紙審議期間予定表のとおり本日から６月18日までの14日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認めます。

よって、今期定例会議の審議期間は、本日から６月18日までの14日間と決定しました。

――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――

◎　議案第　１号　　令和６年度中之条町一般会計補正予算（第１号）

◎　議案第　２号　　令和６年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

◎　議案第　３号　　令和６年度中之条町上水道事業会計補正予算（第１号）

◎　議案第　４号　　令和６年度中之条町簡易水道事業会計予算（第１号）

○議長（安原賢一）日程第３、議案第１号から第４号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、日程に従いまして、議案第１号から議案第４号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第１号　令和６年度中之条町一般会計補正予算（第１号）につきまして申し上げます。

令和６年度当初予算のご議決をいただき、予算の執行体制を整え、予定いたしましたそれぞれの事業に着手し、おかげさまで順調に推移しているところであります。

しかし、当初予算議決後、補助事業の採択や単独事業として早期に実施しなければならない事業が生じたため、今回補正をお願いするものでございます。

補正額は、歳入歳出それぞれ4,037万2,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ103億7,037万2,000円にいたしたいものであります。

まず、歳入ですが、国庫支出金3,586万6,000円、諸収入10万3,000円を見込ませていただき、不足する財源につきましては、繰越金を充てさせていただきました。

次に、歳出でございますが、各款ごとに主な内容につきまして申し上げます。

２款総務費では、行政区運営事業におきまして、３地区の行政区より集会所の改修に伴う申請がございましたので、補助金を増額し、各種団体負担金及び補助金では郡の町村会への負担金を計上させていただきました。

一般行政経費、戸籍住民基本台帳事務費では、当初の戸籍への振り仮名の追加にさらに追加機能を設けるために戸籍システム改修業務委託料の増額を見込ませていただきました。

３款民生費では、物価高騰対応重点支援における低所得世帯支援給付金給付事業において、まず所得割非課税の低所得世帯に対して令和６年度新たに住民税が非課税となる世帯及び新たに住民税均等割のみ課税となる世帯へ給付金10万円を支給するためのシステム改修費用や給付金等の費用を計上させていただきました。

また、こども加算への対応として先ほどの支給対象者の世帯員で18歳以下の児童への給付金、児童１人当たり５万円を支給するためのシステム改修費や給付金等の費用を見込ませていただきました。

児童手当給付事業では、制度改正に伴う児童手当システム改修業務委託料の増額を見込ませていただいております。

世代間交流館運営管理事業では、備品購入費として施設のエアコンの購入費用を計上させていただきました。

６款農林水産業費では、一般行政経費、農業振興事務費において、会計年度任用職員に係る報酬等の費用を計上させていただいております。

７款商工費では、観光施設管理事業において四万温泉共同浴場、河原の湯の扉の修繕料を、また上之湯のはりや排気口の修繕料を見込ませていただきました。

花楽の里運営管理事業では、破損したビニールハウスの修繕に係る補助金を計上させていただいております。

10款教育費では、小学校運営管理事業、事務局分で中之条小学校のプールの修繕費用を計上させていただきました。

続きまして、議案第２号　令和６年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）につきまして、説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ355万3,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ18億3,655万3,000円といたしたいものでございます。

歳入では、補正財源として４款県支出金の増額をお願いし、歳出では１款総務費においてマイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた取組に関連するシステム改修業務や電算処理業務委託料及び郵便料の増額をお願いするものでございます。

議案第３号　令和６年度中之条町上水道事業会計補正予算（第１号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いいたします額は、収益的支出における水道事業費用を156万9,000円増額し、補正後の予算総額を２億5,434万9,000円といたしたいものでございます。

内容につきましては、人事異動によります職員給与費と雇用保険料の増額を見込ませていただきました。

続きまして、議案第４号　令和６年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第１号）につきまして、説明を申し上げます。

今回補正をお願いいたします額は、収益的支出における水道事業費用を104万7,000円増額し、補正後の予算総額を１億3,563万7,000円といたしたいものでございます。

内容につきましては、上水道事業会計と同様に人事異動により増額したものでございます。

以上、今回お願いいたします補正の主な内容でありますが、いずれも早急に執行していかなければならない重要な事業と考えておりますので、よろしくご審議いただきたくお願いを申し上げ、議案第１号から議案第４号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明をお願いします。

議案第１号、総務課長

（議案第１号について、総務課長補足説明）

○議長（安原賢一）補足説明が終わりました。

ただいま審議中の議案第１号から第４号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

◎　議案第　５号　　中之条町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

◎　議案第　６号　　中之条町税条例の一部改正について

◎　議案第　７号　　中之条町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について

◎　議案第　８号　　中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

◎　議案第　９号　　中之条ガーデンズ設置及び管理に関する条例の一部改正について

◎　議案第１０号　　尻焼温泉弁天の湯の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（安原賢一）日程第４、議案第５号から議案第10号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第５号から議案第10号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第５号　中之条町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

につきまして説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、医療福祉制度に係る事務において、マイナンバーを利用することができる独自利用事務として定めたいことから、条例の一部を改正をお願いしたいものでございます。

マイナンバーの利用は、原則として番号法に定められた事務に限定されておりますが、地方公共団体が条例に定める事務につきましては、マイナンバーが利用できることとなります。条例の一部を改正することで法定事務の情報連携に加えて独自利用事務の情報連携が進むことにより町民にとって多くの添付書類を削減することができることとなり、利便性の向上が図れるものと考えております。

続きまして、議案第６号　中之条町税条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和６年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律が令和６年３月30日に公布されたことに伴い、中之条町税条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正点は、公益信託制度改革による条文の文言整理、また私立学校法の改正に伴い、条文中の条項ずれの整理をするものとなっております。

議案第７号　中之条町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正につきまして、説明を申し上げます。

本案は、「地域再生法第17条の６の地方公共団体等を定める省令」が改正され、令和６年４月19日から施行されたことに伴い、固定資産税の不均一課税につきまして、令和８年３月31日まで延長するための改正及び対象施設に関する規定の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第８号　中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

群馬県の福祉医療制度におきましては、ひとり親への医療費助成の対象世帯を所得税非課税世帯としております。

県内の全ての市町村におきまして、市町村独自事業として所得税課税世帯につきましても一部所得制限を設けるなどして支給対象としております。吾妻郡内では、所得税３万円未満や３万円以下の世帯を支給対象として実施をしております。

今回令和６年度の県内市町村の補助要件が示されたところ、大半の市町村において所得制限を設けず、福祉医療の対象世帯としていることから、吾妻郡町村会において所得制限を廃止することで意見の統一が図られましたので、中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部につきまして改正をお願いしたいものであります。

この改正によりまして、ひとり親家庭の医療費負担が軽減され、健康管理の向上と福祉の増進につながるものと考えております。

議案第９号　中之条ガーデンズ設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして提案理由の

説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、従来営利目的の事業者に対して月ぎめでテナントとして貸出しをしておりました茶屋を一般来園者にバーベキュー利用などとして時間で貸出しができるように改正し、来園者が使いやすい施設に転換することにより観光拠点としての推進につなげたいことから、使用料につきまして、一部改正をお願いしたいものでございます。

なお、使用料につきましては、入園料及び近隣施設の状況を鑑み、利用しやすい料金帯での設定とさせていただいたところでございます。

議案第10号　尻焼温泉弁天の湯の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この施設は、町民の憩いと地域振興を資するための日帰り温泉施設として、令和５年度に完成し、公の施設として管理運営を行っているところでございます。

今回町民による利用者の利便性の向上を図りたいことから、新たに回数券を発行させていただきたいものとなっております。

ご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

ただいま審議中の議案第５号から第10号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

――――――――――――――――――――――　○　――――――――――――――――――――――

◎　議案第１１号　　群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

○議長（安原賢一）日程第５、議案第11号　群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、日程に従いまして、議案第11号　群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について説明を申し上げます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、被保険者証が廃止され、処理する事務に変更が生じることから、群馬県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましてご議決をお願いしたいものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないもとの認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は、起立により行いますが、起立しない議員は本案に対し反対と見なすことにしたいと思いますが、ご異議ございませんが。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、直ちに採決に入ります。

議案第11号　群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　議案第１２号　　令和６年度中之条町ツインプラザ外壁及び屋根改修工事（学習棟）請負契約の締結について

◎　議案第１３号　　令和６年度中之条町文化会館舞台照明設備改修工事請負契約の締結について

○議長（安原賢一）日程第６、議案第12号及び第13号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第12号及び議案第13号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本年度当初予算においてご議決をいただきました工事につきまして、その契約内容が確定いたしましたので、ご議決をいただきたいものでございます。

まず、議案第12号　令和６年度中之条町ツインプラザ外壁及び屋根改修工事（学習棟）請負契約の締結について、説明を申し上げます。

中之条町ツインプラザにつきましては、平成12年の竣工以来、24年が経過し、雨漏りや外壁タイルの剥離が目立つ状況となっております。昨年度の図書館棟改修工事に続き、学習棟の改修工事の実施となりますが、これからも町の生涯学習の拠点として引き続き町民のみなさんに安全にご利用いただくため、改修を行いたいものでございます。

去る５月17日に入札を執行し、株式会社千島工務店が落札し、１億1,770万円の契約の締結をお願いしたいものでございます。

工期につきましては、令和７年２月28日までを予定しております。

次に、議案第13号　令和６年度中之条町文化会館舞台照明設備改修工事請負契約の締結につきま

して、説明を申し上げます。

中之条町文化会館につきましては、平成９年の大規模更新工事から27年が経過しており、経年劣化による不具合が頻発する状況となっております。照明操作卓は、部品の生産が終了しており、延命に限界があるなど、関連する機械の更新も行い、重大なトラブル発生を防ぎたいもので、大ホールを安心安全に利用できるよう設備の改修を行うものでございます。

去る５月17日に執行いたしました入札によりまして、株式会社松村電機製作所東京支店と9,680万円で契約の締結をお願いしたいものでございます。

工期につきましては、令和７年１月31日までを予定しております。

ご審議いただきご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりましたので、補足の説明がありましたらお願いします。

議案第12号及び13号、生涯学習課長

（議案第12号及び議案第13号について、生涯学習課長補足説明）

○議長（安原賢一）補足の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないもとの認め、採決に入ります。

最初に、議案第12号　令和６年度中之条町ツインプラザ外壁及び屋根改修工事（学習棟）請負契約の締結についてを採決します。本案に原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号　令和６年度中之条町文化会館舞台照明設備改修工事請負契約の締結について採決します。本案に原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――　○　――――――――――――――――――――

◎　報告第　１号　　令和５年度中之条町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

◎　報告第　２号　　専決処分の報告について

◎　報告第　３号　　専決処分の報告について

◎　報告第　４号　　専決処分の報告について

◎　報告第　５号　　専決処分の報告について

○議長（安原賢一）日程第７、報告第１号から第５号を一括議題とします。

町長から報告を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、日程に従い、報告につきまして説明をさせていただきます。

まず、報告第１号　令和５年度中之条町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして申し上げます。

一般会計の繰越明許費につきましては、３月定例会議でご議決をいただき、その後３月29日にも専決処分をさせていただいておりますが、ふるさと納税事業、低所得世帯支援給付金給付事業など合わせて14事業、３億813万7,000円を令和６年度に繰越しさせていただきたいものでございます。これら事業に対する繰越計算書を地方自治法施行令第146条の規定に基づき、報告をさせていただきます。

なお、この繰越事業に対する財源につきましては、国、県支出金１億403万7,000円、地方債１億870万円、一般財源9,540万円となっております。

続きまして、報告第２号から第５号につきましては、議会の議決により指定された事項につきまして、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、専決処分させていただきましたので、同条第２項の規定により報告をするものでございます。

まず、報告第２号　令和５年度一般会計補正予算（第11号）につきましては、３月29日に専決処分させていただいたものでございます。

専決処分の内容でございますが、補正額を歳入歳出それぞれ２億1,691万6,000円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ106億7,275万7,000円といたすものでございます。

繰越明許費につきましては、事業の進捗状況や額の確定見込み等により１つの事業を追加し、８つの事業について変更をさせていただきました。

地方債につきましても、額の確定により補正をさせていただいたものでございます。

歳入では、地方交付税、各交付金、国、県支出金におきまして額の決定に伴い、補正額を計上させていただきました。

繰入金につきましては、決算見込みにより財政調整基金繰入金を減額とし、町債につきましても額の決定により補正をさせていただきました。

歳出では、各款におきまして各種事業の確定によりまして補正をさせていただいております。

続きまして、報告第３号では、中之条町税条例及び中之条町都市計画税条例並びに中之条町過疎対策のための町税の課税の特例に関する条例における一部改正につきまして、３月30日に専決処分

させていただいたものでございます。

令和６年度税制改正において、「地方税法の一部を改正する法律」及び「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」が改正され、令和６年３月30日に公布されたことに伴いまして、中之条町税条例及び中之条町都市計画税条例並びに中之条町過疎対策のための町税の課税の特例に関する……

（「固定資産税です」の声あり）

○町長（外丸茂樹）すみません。訂正させていただきます。並びに中之条町過疎対策のための町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部改正をさせていただきました。

税条例につきましては、令和６年度分の個人の町民税の特別税額控除、いわゆる定額税に関する改正が主な内容で……すみません。訂正させていただきます。いわゆる定額減税に関する改正が主な内容でございます。

その他につきましても、地方税法及び地方税法附則の改正に伴い、整備をさせていただきました。

都市計画税条例につきましても、法改正に伴い、同様の整備をさせていただいたものでございます。

また、過疎対策のための町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例につきましては、固定資産税の課税免除等について必要な整備をさせていただいたものでございます。

報告第４号及び報告第５号につきましては、物損事故による和解につきまして専決処分をさせていただきましたものでございます。

報告第４号におきましては、令和６年２月14日午前９時45分頃、関越自動車道高坂サービスエリア上り駐車場において発進する際、不注意により左隣に駐車していた相手方車両に接触し、車両前方部を破損させてしまったもので、町側の過失100％で和解し、５月13日に専決処分をさせていただきました。

次に、報告第５号におきましては、令和６年３月20日午前10時50分頃、伊勢町地内の丁字路を右折する際に公用車の左前方部が相手方住宅の壁に接触し、破損させてしまったもので、町の過失100％で和解し、５月17日に専決処分をさせていただいたものでございます。

以上申し上げ、報告の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、報告を終わります。

○

◎　請願第１号・陳情第１号

○議長（安原賢一）日程第８、請願第１号及び陳情第１号を議題とします。

最初に、請願文書表及び陳情文書表を朗読させます。局長

（請願文書表及び陳情文書表について、議会事務局長朗読）

○議長（安原賢一）ただいま朗読しました請願について、紹介議員から紹介をお願いいたします。

請願第１号について、原沢香司さん、ご登壇願います。１番、原沢さん

○１番（原沢香司）請願の紹介議員といたしまして、発言をさせていただきます。

請願の文書表を読み上げていただきましたとおりでございますけれども、最新の集計においても４月時点でのマイナ保険証の利用率は6.56％、そしてマイナ保険証の登録は7,254万8,000人で全人口の約６割にとどまっています。このまま現行の紙の保険証が廃止されれば、自治体の事務を圧迫することは明らかで、町民の生活に多大な影響を及ぼすことが見込まれます。私も実際に町内の診療所などに赴き、話を伺ってきましたが、マイナ保険証を利用している方は本当に100人に５人程度とデータどおりの話です。

また、実際にマイナ保険証を保持している方が診察する際にもやはりデータの漏れ、そういったことを苦慮してマイナ保険証を持っているにもかかわらず現行の紙の保険証を使って受診される方がほとんどであるということでした。

また、６月から改定診療報酬への対応もあり、非常に現場は混乱をしている。ここにさらに、マイナ保険証が義務づけられ、12月から現行の紙の保険証が使えないことになれば、さらに現場の混乱が予測されると、そういったお話を伺ってまいりました。

この後、資格証明書を発行することによって医療は問題なく受けられるというふうに言われておりますけれども、そもそも資格証明書を発行するのであれば、現状の紙の保険証を存続すれば、そのまま事務も要らず済む話です。

一番懸念されるのは、自治体で事務を担うみなさんの事務が加重に負担が増え、本来行われるべき町民への福祉向上や住民サービス、そういったことに影響を及ぼすことが大変苦慮されます。

今回の請願に対しまして議員各位審査いただきまして、ぜひ採決いただくようお願いを申し上げまして、発言といたします。

○議長（安原賢一）会議規則第92条により、ただいま朗読のとおり、請願第１号を文教民生常任委員会に、陳情第１号を産業建設常任委員会に付託します。

――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――

◎　散　会

○議長（安原賢一）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

２日目の６月６日は定刻の午前９時30分から再開しますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会します。　　長時間にわたりご苦労さまでした。

（散会　午前１０時２１分）

令和6年第1回中之条町議会定例会　6月　　定例会議　　会議録　　第2日

招集年月日（会議）	令　和　6　年　6　月　6　日								
招集の場所	中之条町役場　議　事　堂								
開　議　日時	開　議	令 和 6 年 6 月 6 日 午前 9 時 30 分							
散　会	散　会	令 和 6 年 6 月 6 日 午後 2 時 51 分							
	議席番号	氏　名	応招・不応招の別	出席・欠席の別		議席番号	氏　名	応招・不応招の別	出席・欠席の別
応招ならびに不応招議員	1番	原沢　香司	応招	出席		9番	冨沢　重典	応招	出席
応招　15名	2番	福田　公雄	〃	〃		10番	関　常明	〃	〃
不応招　0名	3番	山本　修	〃	〃		11番	唐沢　清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃		12番	福田　弘明	〃	〃
出席ならびに欠席議員	5番	山田みどり	〃	〃		13番	剱持　秀喜	〃	〃
出席　15名	6番	佐藤　力也	〃	〃		14番	小栗　芳雄	〃	〃
欠席　0名	7番	関　美香	〃	〃		15番	安原　賢一	〃	〃
	8番	大場　壯次	〃	〃					
会議録署名議員	8番　大場　壯次			9番　冨沢　重典			10番　関　常明		
職務のため出席した者の氏名	事務局長	田村　深雪	書記	山田　和弥					
	議事書記	小板橋　千晶	書記	木暮　駿希					
	議事書記	割田　祐太							

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸　茂樹	農林課長	飯塚　和子
	副町長	篠原　良春	観光商工課長	山本　嘉光
	教育長	山口　暁夫	建設課長	本多　宏幸
	総務課長	朝賀　　浩	企業課長	山田　秀樹
	防災安全課長	篠原　　充	六合支所長	油井　文男
	税務課長	齊藤　泰典	会計管理者	安原　隆一
	地域共創課長	湯本　文雄	こども未来課長	山本　伸一
	住民福祉課長	山田　行徳	生涯学習課長	劔持　和美
	保健環境課長	小池　宏之	教習所長	橋爪　　勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

議　事　日　程　　第２号

（６月６日午前９時３０分開議）

第１　一般質問

―――――――――――――――――――――　○　―――――――――――――――――――――

◎　開　議

○議長（安原賢一）みなさん、おはようございます。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。傍聴席につきましては、映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されますと、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――――　○　―――――――――――――――――――――

◎　一般質問

○議長（安原賢一）日程第１、一般質問を行います。

質問者にお願いしておきますが、議会基本条例第６条に規定する本会議における質疑質問は、論点を明確にするため、一問一答方式で行うこととされていますので、最初から一問一答方式で、答弁まで含めた時間で60分以内でお願いいたします。

最初のベルが残り10分、２回目が残り５分、３回目が残り１分です。

なお、最初の質問については、登壇して行い、再質問、あるいは第２項目め以降の質問は自席で行ってください。また、執行部も最初の答弁は登壇して行い、次からは自席でお願いします。

議会基本条例第６条第２項において、議員の質問に対し、議長の許可を得て、論点、または争点を明確にするために、反問することができることとされましたので、議員と執行部が活発な質問により、よりよい町づくりを目指して議論をお願いします。

では、あらかじめくじ引で決定した順序により質問を許可します。

最初に、山田みどりさんの質問を許可します。山田みどりさん、ご登壇願います。５番、山田さん

○５番（山田みどり）みなさん、おはようございます。通告に従いまして、６月定例議会一般質問を行いたいと思います。

私が質問するのは、１つ目、持続可能な農業への取組、２つ目、町営住宅について、３つ目、自治法改正についての３点を質問いたします。

昨日の議会終わりに通っていましたら、小学生がどろんこになりながら田植えをしている姿を拝見しました。どの子ども達も一生懸命足を取られながらも本当に楽しそうに取り組んでいる姿を拝

見させていただきました。こうした体験ができるというのが中之条町の魅力だと感じました。今農業を取り巻く環境は、大きく変わっています。担い手の不足、市場の変化、輸入品など複合的な原因は多々ありますが、打開のための一手とは何だろうか。この質問をつくりながら考えました。幾つかの本を読みながら、東京工業大学教授の真田純子氏の著書の中に「なぜ中山間地の人ばかり頑張らねばならないのか」という言葉がありました。今の国が行っている農業支援は、地域の農業を本質的には守れていません。中山間地では、地域を維持していくためになぜこれほど苦労を強いらなければならないのか。人が減っている、若い人がいない、山や畑が守れない、こうした課題になぜ当事者の我々が責任を感じなければならないのか。このような農村になったのは、国が進めてきた農業振興が明らかに間違っているということです。中山間地域等直接支払交付金とか多面的機能支払交付金など様々な交付金があり、農業支援は行われていますけれども、しかしこれが今の農業問題の解消にはつながっていないと思います。つまり、国が進めていくことにただ従っていても我々に明るい未来はないということです。今まさに必要なのは、町独自の支援を一緒に議論していくことが大事だと思います。

まず最初に、この物価高騰によりどの業種にも影響出ていますが、農業というのは作物ができるまでに苗から肥料、収穫までに多くのコストがかかっています。農家には、厳しい状況が未だ続いています。農業の持続的な支援が必要となりますが、今現在具体的な農業支援は何をしているかお答えください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、山田みどり議員のご質問にお答えさせていただきます。

昨日のみらい米プロジェクト、昨年実施をしていただいたようでありますけれども、今年は小学生にまた参加していただきながら農業体験をしていただくということで、本当に意義のある事業だと思います。山田議員と共々、私もそういったことについては支援をしていきたいと、このように考えております。

それでは、昨今の情勢によります農業を取り巻く肥料や資材等の価格高騰は、全ての農家が直面しており、大きな課題となっております。中之条町におきましても、令和４年度に全ての販売農家を支援するために町単独事業として農業資材等価格高騰対策補助事業を立ち上げまして、対象106名、合計893万8,000円の支援をしてまいりました。今後の支援策につきましては、社会情勢を見ながら支援が必要との判断となれば、再度検討してまいりたい、このように考えております。

また、議員おっしゃる担い手不足等については、農業分野の労働力不足ということになりますが、大規模な農家であればＩＴ化による効率化を図るスマート農業や大型機械の導入、技能実習生の活用等の検討が考えられます。しかしながら、中之条町は１経営体当たりの経営面積が小さいため、労働力不足を補うための機械の導入はハードルが高くなります。特に水田の耕作につきましては、農業従事者の高齢化に伴い、難しくなることが想定をされます。そこで、町では水稲農作業の受委

託についてコーディネートを行っております。地区ごとに担い手が円滑に作業を受託できるよう調整を行いまして、耕作希望者が耕作できるように取り組んでいるところでございます。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）物価高騰による農業資材の支援ですとか補助事業というのは、非常にやっぱり効果があったのかなと。非常に支給もこれだけあるということで、それだけの一定の評価ができているのかなと思うのですけれども、今のこの現状が続いている中ではやはり農業への支援というのは引き続き検討していっていただきたいなというふうに思います。物価高騰がまだまだ今後続くこともありますし、また先ほどやっぱり委託をして水田を守るような形で農業が続けられない、高齢になってできないという方に対してもこういった取組をしていますけれども、それをさらに広げていきながら活用をしていっていただくということが耕作放棄地ですとか、そういったことの対応にできるのかなというふうに思いますので、引き続き資材の支援とか補助とかというのを検討していただきたいと思うのですけれども、今のところ今後予定としてそういった支援を検討しているのかどうかちょっとお聞きします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）答弁させていただきました昨年の農業の肥料、農薬、資材、この上げ率、極端に昨年は影響されました。多少、今年度というのですか、今年に入ってから肥料なんかも若干下がってきたり、いろいろこの状況が影響が少しずつ変わってきたのかなと思いますけれども、いずれにしても物価高騰は農業の生産性に極めて妨げになっているということは私も承知しております。こういった状況の中でもう少しＪＡ、それから農業をされている方々との情報を共有しながら今後対策を考えるときがあれば考えていきたいと、このように思っております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）コストがかかって、本当に作物ができるまでにものすごくお金がかかっていても、なかなか商品に思い切り添加できないというような状況もあると思うので、ぜひこういった支援が持続的に行っていただけるといいなというふうに思います。ぜひ農家のみなさんの声を聞きながら検討していただければと思います。

　支援の中で１つ、農家の方から以前ぜひやってもらえないかなということで質問されたことがありまして、生分解性マルチ、マルチはみなさん農業の方よく使われていると思うのですけれども、生分解性マルチの購入の補助を結構進めている、隣の町もそうですけれども、自治体があります。廃プラスチックの問題もあって環境に配慮した生分解性を農林水産省でも推奨していますけれども、生分解性って本当に１年ぐらいですぐに劣化してしまって破けてしまったりだとかあまり状態がきちんと保てないというのがあって、なかなか使いづらいというのが、そういう声を聞きます。そういう事でなかなか町内でも積極的に使っておられる方というのは少ないというふうに、現状であるということを聞いています。しかしながら、環境のことを配慮した場合にこういったプラスチ

ックを片付ける手間ですとか、それを廃棄処分するということも考えると、生分解性に切り替えてもらうような、働きかける施策というか、購入補助などもぜひ検討していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）生分解性マルチ、最近そういうお話をよく聞きますけれども、私も実は農業者でしたから、生分解性マルチは２、３年使用させてもらった、その経験もまた後ほどちょっとお話をさせていただきます。

生分解性のマルチ普及を目的として購入補助を行っている自治体があります。中之条町においては、現在のところ購入補助等は行っておりませんけれども、生分解性マルチは自然に配慮した農業資材として注目をされておりますが、通常使われておるポリマルチ樹脂のマルチ等よりは販売価格が割高となっております。生分解性マルチの場合、使い古したマルチは自然に分解するので、畑にすき込んでしまえば処分でき、地面から剥がす手間がありません。また、ポリエチレン樹脂のマルチ等のように処分費用がかからないため、町内で利用している農家もあるようでございます。しかしながら、生分解性マルチは栽培中に分解してしまうというようなこともありまして、栽培期間が長い作目には不都合なことがあるため、全ての作目に使えるとは限っておりません。また、分解する途中に強い風が吹くと破片が飛んでしまう、こういったことがありまして、配慮が必要な場合もございます。プラスチック排出を抑制し、持続的農業の推進をするために生分解性マルチを使用することは有用なことではありますけれども、使用者が限定的であり、費用面や使用目的等において課題もありますので、町としては作目に応じた使用等、今後研究してまいりたいと考えております。

私も野菜を作るのに３年ぐらい生分解性マルチを使っていました。山田議員おっしゃるように土に混ぜると分解してしまうということですので、ただ使用勝手が性質上使用しているときに裂けてしまったりとか耐久性の面からいくと、なかなか使い勝手の悪いという面もあります。掘ると確かに土に混じって分解するのですけれども、全部が全部きれいに掘らないと、先ほど申し上げましたように風であちこち飛んでいってしまうというようなことも実際私も体験をしていましたけれども、ただ環境に優しいというのは、今の農業は環境に優しい農業、これをやっぱり農業者は目指していますので、これは非常に必要なことかなと、こんなふうに思いますけれども、ちなみに私調べさせてもらいましたら、生分解性マルチ、ＪＡのほうに問い合わせると黒の95センチ幅の200メートル、これが9,160円であります。通常のポリマルチはといいますと95センチ、200メートルが2,260円、この差が6,900円ございまして、なかなか小さい農家には難しいかなという面もあります。この差が４倍ということでありますので、確かに環境に優しい農業を進める上においてはこういったものをこれから考えていかなければならないということは重々承知をしておるのですけれども、先ほど申し上げましたように中之条町の農業の経営体がやはり小さいものですから、そのへんも含めながら、ただこれから恐らく農業関係も含めていろんな品質が改善されることがあると思います。そ

ういうものをやはり注意しながら私どもも導入ができるものであれば考えていかなければならないと、そういったときにはまた山田議員からもいろいろご指導いただければと、このように考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）町長の答弁のように、本当に金額がこんなに違うのです。なかなか、では使おうかというふうにならない。本当にこれだけ違えばちょっと購入するのには、うんと検討される方が多いと思うのです。こういう状況なので、なおさらに購入補助が必要なのではないかなというふうに思うのですけれども、ちょっとこのマルチを廃棄処分するにあたっての処分費というのは、数字がもしあればどのぐらいの金額で処分して、今たぶん産廃で出すとして、どこかの事業者さんが、ＪＡとか、農協がたぶん取りまとめて事業者さんに対して持っていって処分しているような状況だと思うのですけれども、廃棄処分の処分費についてはどのぐらいかかるのか教えてください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）町で廃ビニール、廃ポリの補助ということで、協議会がございまして、ＪＡで年に暮れに１回だと思うのですが、ポリマルチはことによると年２回あるかもしれませんけれども、１回は必ずあります。そこのところへ廃ビニール、廃ポリ合わせて、どちらもそうなのですが、13円の補助を役場としてはＪＡのほうにというか、協議会のほうへお支払いをして、あとは生産者の方の負担だとかＪＡのほうの補助とかいろいろ合わせるのですけれども、総額的なものはちょっと分からないのですが、町としては13円を補助させていただいております。予算的には、議案書にもあると思うのですが、廃ビニールについては２万5,000キロ、ポリが２万キロ、13円ですので、掛けますと60万5,000円を廃ポリ協議会のほうへ町として支出をさせていただいております。あとは、そちらで運用しながら利用者からも負担金をもらって処理しているのだと思いますけれども、全体に幾らかかるかちょっと数字捉えていないのですけれども、町の支出はそういうことになっております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）捨てるにしてもこれだけ金額が、まとめてですけれども、かかってきていて、プラスチックの処分というのが、調べますと焼却、埋立て、もしくは海外へ輸出して処分を行っているそうなのです。ただ、中国に輸出して中国側は輸入してそれを処分していたのが、中国が輸入を禁止したがために国内で処分しなければいけないということで、国内での処分、埋立てだとかそういったことで結構逼迫していることもあって、今後処分費というのも今後高くなるのではないかというふうに想定されます。こういった状況から鑑みても、本当に環境にはなかなか優しくない状況なので、生分解性の切り替えっていうのの後押しになるような支援、町長はやっぱり成分的なものもなかなか今もうちょっと開発してもらって、もうちょっと使いいいような形に商品が変わっていけばもうちょっと使用ももうちょっと促せるのだろうと思うけれどもとおっしゃっていました

けれども、そういうことも含めて今後ぜひ生分解性の切り替えの後押しになるような支援を検討していただければというふうに思いまして、求めまして、次の質問に移りたいと思います。

持続的に農家を支援するということは何だろうかというふうに考えた場合に、生産した野菜を積極的に消費してもらうということ、地元野菜を地産地消、この地で、中之条町で消費してもらうということを積極的に進めることがまず大事だなというふうに考えます。そこで、地元野菜を町内の学校や施設、様々なところで使用していただくということはいかがでしょうか。今現在地産地消の取組というのは、どんなことをやっているかお答えください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）地産地消の支援は、どのようなことかというお尋ねでありますけれども、中之条町におきましては農産物の品質の向上による農産物のブランド化に取り組んでいるところでございます。そうした取組の一方で出荷数量がまとまらないことや出荷規格に合わない農産物が生産されてしまう、こういう現実もございます。このような農産物の味に遜色ないものは道の駅や直売所等において生鮮野菜として販売するほか、加工原料として活用することは単にもったいないからという理由だけではなく、農家経営の安定を支援することとなると思っております。地元農産物をなかのじょうマルシェやりんご祭り等のイベントで地元産の花、りんご、米等の販売を行っており、嵩山の麓のそば処けやきでは、中之条産のそば粉を使用させていただきまして、天ぷらとして提供する野菜の一部は地場産のものでございます。近所から新鮮な農産物を得ることができ、生産者と消費者が身近に感じられ、例えば六合地区の入山きゅうりや花いんげんのような伝統的な農産物を知り、農業への関心を深めることになります。地元の農産物を食べてそのおいしさを知っていただくことは、すばらしいことでありますので、今後とも活用することにできればと考えていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）イベントなどで、なかのじょうマルシェだとかりんご祭りとか、こういったイベントでかなり地元野菜が見られて多くの方が喜んで買っていっていただくという姿を見て、生産者のほうもそういった作った野菜をそういうふうにみなさんに買っていただくというのは非常に喜びだと思うのですけれども、ぜひこの企画ではなくて、常にやっぱり野菜が常にちゃんとお店に並んで常に買えるような状況だとか仕組みとかというのももっと作っていって地元野菜の消費につなげていっていただきたいと思うのですけれども、ただ販売というのはなかなか売れるときもあれば売れないときもあったりっていって安定的ではないです。安定的に消費していただくという意味では、学校給食だとか施設などに提供していくことがいいのかなというふうに思いますので、これはちょっと文教のほうになってしまうので、あまりあれですけれども、これはでも仕組みとしては農林課が主体となって幾つかの農家さんが集まって供給する枠組みを作っていただいて、ぜひなかなか役場だけではできないところを民間も一緒になりながら官民で一体でこういった取組を、枠

組みをつくっていくということが地産地消の大きな後押しになるのかなというふうに思いますので、ぜひ検討していっていただきたいなというふうに思います。今は、でも給食にはたぶん地元野菜も使われて、特別な日なのかな、誰々さんちの野菜ということで使われていると思うのですけれども、それが常に使われるといいなというふうに思います。

町長が農業を守っていく上では、観光農業としてのということも推進していくということでおっしゃっていましたけれども、中之条町だからできること、強みを生かした事業展開ができないかということで、今例えばアグリツーリズム、農業体験をしながら宿泊をしてもらうということが大きく町の６次産業の発展にも、後押しにもなるのではないかなというふうに考えます。今現在では、農家民泊ができるような施設とかはないのですけれども、今後空き家だとか利活用にもつながりますし、また耕作放棄地の解消にもつながって、そういった活用につながっていくと思います。そういった体験がやっぱりどうしてもしたいというふうに、農家体験やったりとか田舎の暮らしに憧れてとか、なかなか移住はちょっとできないけれども、そういう農家体験みたいなのをしたいという声は結構聞くのです。そういった農家民泊みたいなことが、もしそういった施設があればかなりそういった声があるので、需要があるのかなというふうに感じますので、今後のぜひ施策としてやって、事業として検討していただければなと思うのです。

また、今Ｎコネクトが行っている子ども向けの収穫体験だとか、こういったことも始まっていますけれども、体験を通して土に触れるということは本当に子ども時代に土に触れるというのはすごく本当に大きなことを学べて五感でもいろいろ感じていい機会だなというふうに感じています。ガーデンズにおいてもすばらしいガーデナーがいて、花を育てるためのこういった講習会なんかもぜひ検討していただければと思うのです。こういういろいろな様々な体験ができるということが中之条の強みですので、地域の農業存続のためには様々なあらゆることをまずみんなで考えて実践してみる、やってみるというのが私は今後の農業存続のためには大きな力になるのかなというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）おっしゃるように、今までの農業、昔の農業と違いまして、今はもう農業と観光というものを引きつけたり、農業と、それから体験だとか都会の方と農業交流をするというのは非常に大切だと思います。今農家の方も非常にそういうところに目を向けていまして、Ｎコネクトももちろんそうなのですけれども、米づくり研究会なんかもやはり昨日のみらい米のプロジェクトには大きな支援をいただいておりますし、例えば米のコンクールをした後の金賞米などをＰＲしながら伊勢神宮へ奉納するとかいろいろなＰＲ活動して、農業に対するみなさんの目をこちらへ向けていただこうという、農業者自身がそういう取組をしておりますので、今山田議員おっしゃるようにこれからやっぱり農業も観光も含めて農業にもう一度目を向けてもらう、地産地消してもらう、一番心配されるのがこれからどんどん農業者数が減っていくということになりますと、中之条町全体

の面積は439.3キロ平方メートルありまして、群馬県で４番目に広いってちょくちょく言うのですけれども、そのところを維持していく上において農地が荒れてきますとやはり安心安全のまちづくり、そういったことにも影響するということもありますので、農業というのは地域の環境保全、これにも非常に大きな役割を果たしておるということがありますので、やはり農業をもう一度しっかり見直して、人口減少が進んでも中之条町に住んでいて安心安全で、そしておいしい食材を食べられる、そして中之条町で体験をすれば中之条町でおいしい米や野菜を食べられると、そういったものをＰＲするということも非常に大切だと思っておりますので、これからもいろいろ情報共有しながらやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）人口が減る中では、本当に厳しい状況にありますし、農業人口も本当に減っている中でどうやって町の景観を維持していくか、この風景を維持していくかというのは非常に課題だと思います。みんなが知恵を出し合ってやっていくということで、本当にこの環境を守っていく、景色を守っていくということが我々の責任かなというふうに思いますので、ぜひみなさんと力を合わせてやっていきたいというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。町営住宅の入居の際の保証人を立てるというのが今原則となっています。町営住宅には、住む際には中之条町町営住宅管理条例10条３項では、保証人の連署が必要であるが、町長の特例で保証人を必要としなくてもよいと明記していますが、どの条件の場合にそういったことが適用されるのか質問したいと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）保証人を必要としないという要件についてというお尋ねでありますけれども、保証人を不要とする適用条件につきましては、町営住宅への入居におきましては保証人の選任を必要としておりますけれども、ご自宅の火災や自然災害等により住居が被災した場合等の被災者につきましては、町営住宅入居申請書類に保証人の選任は不要としております。

被災者の入居に際しましては、入居時から１年間は住宅使用料を全額免除いたしております。１年を経過してその後、継続して入居の希望がある方におきましては、申し出た場合はその時点で保証人を選任していただくことになりますし、住宅使用料も発生するということになります。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）もちろん被災者の方の支援のためには、もちろん保証人を明記しないというのは当然なのですけれども、今家族環境の変化によって身寄りがない方がいらっしゃったりだとか外国籍の方とか、多様な状況があると思うのです。国交省の指針では、平成30年に保証人の規定を削除していることや公営住宅というのは住宅セーフティーネットとしての役割もあることから、条例の保証人についての明記を変更するべきではないかというふうに考えますけれども、町が今進めて

いる移住促進にもこういったことはつながっていくことになると思いますので、ぜひ検討をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）そういった側面もあると思いますので、今後研究をさせていただいて担当課のほうで少し調べさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）ぜひそのへんのところも保証人の問題でなかなかちょっと入居ができないようなケースがあったりもしますので、ぜひそのへんのところも検討して変更いただければというふうに思います。

また、町営住宅の築年数がかなり経っているところもあると思います。建て替えの検討などを行っているかどうかということと、あと公営住宅等整備基準というのが改正されて、入浴設備を設置することが義務づけられているのですけれども、しかしながら改正前に建てられたものについては入浴設備がなくて、入居者が入居する際に設置して、また退居する際に撤去するということが未だにあるのかどうかということも含めて答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）町営住宅、だいぶ中之条町でも所有しておりますけれども、だいぶ古くなってきております。古い町営住宅の建て替えの検討についてというお尋ねでありますけれども、町営住宅の建て替え事業の計画策定は具体的にはしておりません。町営住宅につきましては、耐震性が確保されていない古い住宅は、入居者が退居した後、随時建物の解体を進めております。また、古くても耐震性が確保される住宅については、老朽化が進行するわけですけれども、安価な家賃で大変人気のある施設ですので、建物の内外に不具合が生じた際には、その都度修繕を行い、既存住宅の維持管理を適正に行い、できる限り人気のある建物を存続させていきたいと考えております。現在では、具体的な建て替えを計画する時期ではないと判断している状況であります。

それから、入浴の浴槽については、担当課長のほうからちょっと説明をさせていただきます。

○議長（安原賢一）建設課長。

○建設課長（本多宏幸）建設課長、本多でございます。ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

町営住宅の関連ということになりますけれども、公営住宅法が法律ができたのが非常に古い話で昭和20年代の話になるわけです。当時の背景からすると、生活に必要なもの、そして部屋が提供できる、最小限のものを整備をして貸し出すというのが基本原則になっている状況でございました。

また、大きな改正が平成８年度に公営住宅法が改正をされまして、大幅なこれ改正だったわけなのですけれども、徐々にそれ以降、公営住宅の物件に関して入浴施設、当時昔は浴槽のない浴室のみを整備して貸出しをしていたのですけれども、浴槽の設備等を含めた建設も可能になってきたと

いうような状況の中から町で建設している公営住宅につきましても新しい建物については浴室に浴槽等の設備、そういったものを整備して貸出しをしている団地がございます。例えば中之条団地、それから西中之条団地、こういったところはそういう対応を図っておるところでございます。しかしながら、古い物件につきましては、建設をした当時から同じような形で運営をさせていただいておりますので、浴室内の設備等につきましては、入居者負担として管理運営を現在もいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）お風呂が普通にあるというのが今みなさんの暮らしの中で当然だと思うのです。ところが、この建物がその当時から変わっていないものですから、入浴設備がないということで、未だに入居の際にそういった入浴設備を設置しなければいけないということなのですけれども、こういった整備基準が改正されている中では生活する上ではもう風呂は当然必要ですし、当然町が請け負う施設管理だと考えるのです。なので、入居者に求めるというのが間違いではないのかなというふうに感じます。なので、設備をきちんと整備して入居者負担ではなく、こちら側がしっかり、町側が施設管理をするということが大切ではないのかなというふうに思いますので、今後もちろん入居者の声も聞きながらぜひ検討していっていただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）担当課とまたいろいろ調整をさせていただいて、検討させていただきます。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）ぜひよろしくお願いいたします。

最後の質問に移りたいと思います。地方自治法改正によって、自治体への影響はどうかという質問をさせていただきます。今国会では、審議されている、衆議院では可決されまして、今参議院では審議が入っているという状況の自治法改正です。この自治法改正によって、自治体への影響がどのような影響があるのかということを考えなければいけないのかなというふうに思います。改正案では、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における生命等の保護の措置について、国が特例として自治体に必要な指示を行う補充的指示権を定めるとしています。自治体に指示できるものとして大規模災害、感染症の蔓延、その他としています。そもそも国と自治体は、対等として地方分権改革が進められてきたはずです。それに逆行することではないでしょうか。

岸田首相は、大規模災害や感染症を理由にしていますけれども、災害に対しては災害対策基本法があり、その中で必要な指示権があるはずです。また、コロナなどの感染症に対しても国が行った対策の号令が本当に正しかったのかということを検証する必要があると思うのです。一斉休校などがそれに当たると思いますけれども、こういったことが本当に正しかったのか、そういったこともぜひ検証していかなければいけないと思います。

自治体には、それぞれの近隣との連携、また姉妹都市などの情報連携、様々な横のつながりを大切にしてそれぞれの自治体が持つ能力があると思います。それぞれの首長が持つ独自の施策というのは、地域の特性を生かしたものですし、国が介入して壊していいものではありません。国の方針によって町民生活に大きく影響を与えることに対して、町長としてその見解をお聞きします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）自治法改正案が今国会で審議されていることは、承知をいたしております。国では、第33次地方制度調査会の答申を受けて「ＤＸの進展を踏まえた対応」、「地域の多様な主体の連携及び協働の推進」及び「大規模な災害、感染症のまん延その他及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例」、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と総称されますが、こうした規定を整備し、地方自治法の一部を改正する法律が公布をされました。

特に議論となっておりますのは、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」で、主な改正点といたしましては、１つとして、事態対処の基本方針の検討等のため、国は地方公共団体に対し、資料または意見の提出を求めることを可能とする。

２つ目としては、適切な要件、手続のもと、国は地方公共団体に対し、その事務処理について国民の生命等の保護を的確かつ迅速に実施するため講ずべき措置に関し、必要な指示ができること。

３つ目といたしましては、国民の生命等の保護のため、国の指示により都道府県が保健所設置市区等との事務処理の調整を行うこと。

４つ目といたしまして、国による応援の要求、指示、職員のあっせん等を可能にすることなどが上げられております。

地方分権一括法により国と地方の関係は、上下、主従から対等、協力となり、地方自治の発展を図ってきたところでございます。こうした時流に反するのではないかと危機感を示している首長や弁護士会からは改正に異を唱える声明など、各方面から議論がされていることは承知をいたしております。根本には、改正の内容が曖昧であり、具体性に欠けているといった問題があるとの指摘もございますが、いずれにいたしましても現段階では課題も含め、実態がまだまだ不透明であります。他方で多くの自治体が、例えば災害時など、先ほどおっしゃいましたように互いに支援をし合えるような協定の締結や協力体制の確立、あるいは交流を通じての結びつきの強化など、独自に横のつながりを図っております。そういったことも大切な共助であると考えております。

中之条町も含め、自治体に対しての影響についてどのように考えるかというご質問でありますけれども、法が施行され、具体的な事務への影響等を見据えながら国と地方の理想的な関係について今後も注視してまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）指示的運用によっては、時の政府が指示すれば、こういった情報提供だとか事

務作業というのが負担になってくる。動員も閣議決定だけで可能になってきます。今公務員というのは、どんどん減っていて、業務も多忙になり、いろいろなＤＸも入ってきて本当に多忙な中でこういった国の一声で町の自治体職員を動員して協力していかなければいけない。だから、こういったことを許していいのか。例えば事例として挙げているところがありましたけれども、自衛隊が道路封鎖などを行う際に国が求めれば自衛隊職員の動員協力までもが可能となるわけです。職員が減っている中で現場の状況も鑑みず、このような横暴なやり方を許していいのか。町長としても危機感を持ってぜひ注視していっていただきたいというふうに思います。

私の質問は以上です。

○議長（安原賢一）山田みどりさんの質問が終わりました。

次に、関美香さんの質問を許可します。関美香さん、ご登壇願います。７番、関さん

○７番（関　美香）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問させていただきます。質問の内容は、１、学童保育の充実について、２、災害への備えについて、３、熱中症対策についてです。よろしくお願いいたします。

初めに、学童保育の充実について質問させていただきます。学童保育は、児童が放課後や長期休暇を安心安全に過ごす上で重要な役割を担っていると考えます。また、中之条町の保育所の利用状況から、共働き世帯が増加傾向にあり、学童保育は子育て支援においてその役割が今後ますます重要になってくると考えます。この観点から、学童保育の充実について伺っていきたいと思います。

まず初めに、学童保育の利用状況について確認をさせていただきたいと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、関美香議員のご質問にお答えをさせていただきます。

学童保育の利用状況についてということでありますけれども、中之条町には学童保育所が中之条地区に民間で２か所、六合地区には公立で１か所ございます。現在待機児童もなく、希望する方の受入れはできている状況にあります。利用状況は、４月１日現在で民間のろばの子クラブが70人、学童保育所ひまわりが66人、公立の六合学童保育所が９人となっております。利用者の合計は、令和３年度が105人、令和４年度が111人、令和５年度が118人、令和６年度が145人と子どもの人数が減少傾向にありながらも学童保育の利用希望者は年々増加している状況にございます。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）学童保育の利用状況について確認をさせていただきました。その中で利用者数の推移でありますが、令和３年度から令和６年度において毎年利用者数が増加しており、答弁いただいたように子どもの人数は減少傾向でありますが、学童保育の利用希望者が増加していることからも、共働きで子育てをされている世帯が増加していることが分かります。昨年同僚議員の学童保育についての質問の中で利用者から夏休み期間中預けたいとのご相談に対して、学童保育所では令和５年４月当初から利用者が多く、また職員が不足していることも重なり、長期休暇中のみの子ども

さんを安全に受け入れることは困難と判断し、お断りをしたとの答弁がありましたが、今年度の長期休暇中の受入れについてお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）長期休暇中の希望者に対する今年度の受入れというお尋ねでありますけれども、今年度の長期休業中の受入れにつきましては、４月から利用希望者が昨年度と比較して123％と多く、職員間で事前にお子さんの状況を把握し、安全に受け入れるために可能な限り４月からの入所をお願いしているところであります。しかしながら、各家庭によって状況が異なるため、各学童保育所へ問合せをして相談していただくよう広報紙等でお知らせをしている状況でございます。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）今年度の長期休業中等の受入れについて確認させていただきました。その中で今年度の利用希望者が昨年度と比較して123％と増加が見られる状況、また昨年度において夏休み直前に夏休み中預けたいとの相談があったことからも、長期休暇中の利用希望者が一定数いらっしゃることが推察でき、今後の学童保育を考える上で長期休暇中の学童保育について検討が必要であると考えます。時短勤務やパートタイムで働いている保護者からは、普段は子どもの下校に間に合うので、学童保育を利用していないが、長期休暇中は子どもの預け先がないので、学童保育を利用したいとのお声を伺っております。長期休暇中の学童保育を考える上で小学校での学童保育を検討していただきたいと思っております。同僚議員から学童保育を小学校でできないかとの質問に対して、教育長からは学校や関係各所との十分な協議が必要であるとの答弁でありました。長期休暇中の学童保育を小学校で行う理由として、子どもの送迎についてはスクールバスを利用することで保護者の負担が軽減されると考えます。また、配置されている支援員さんに関わっていただくことにより教職員の負担についても軽減されると考えます。以上の点から長期休暇中の学童保育を学校で行うことを検討していただきたいと思いますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）学校を使った学童保育については、議員の質問にもあったとおり学校や関係各所との十分な協議が必要であると考えております。本町においても、少子化により学校に空き教室が生まれてきており、管理方法や運営方法などをしっかりと検討、協議すれば実施は可能かと思われます。ただし、学童保育の運営にあたって安心安全は欠かせないことになります。そのためにも学童保育の支援員が子どもの特性を把握しておくことや子どもや保護者との信頼関係を築いていることは大切なことと思われます。このため、学校に配置している特別教育支援員などが長期休業中に関わるとしても、普段から学童保育を運営し、子ども達と関わりを持っている運営母体との連携が必要であると考えます。学校を使った放課後の居場所づくりに力を入れている千葉県千葉市などの事例では、市から委託を受けたＮＰＯが運営を行っているようですので、中之条町でも民間の力を借りるなど方法は様々あると思われます。いずれにせよ学校施設を使わせないといった考えは

全くございませんので、学校を使った学童保育の設置に向けた方針が示されれば中之条町の子ども達にとってよりよい方向性となるよう関係各所と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）教育長から配置している特別教育支援員などが長期休暇中に関わるとしても、普段から学童保育を運営している母体との連携が必要であるとのお考えを示していただきました。また、学校施設を使わせないといった考えではなく、中之条町に子ども達にとってよりよい方向性となるよう関係各所と協議していきたいとのことでありますので、ここからは町長にお伺いしたいと思います。

国が推し進めた新・放課後子ども総合プラン及びそれを引き継ぐ放課後児童対策パッケージにおいて、学童保育と放課後子ども教室を一体的に学校施設を活用して行っていく事業が目標として掲げられております。その背景には、近年の女性就業率の向上によりさらなる共働き家庭の児童が見込まれ、子どもが保育園から小学校に上がることで仕事と子育ての両立が難しくなる小１の壁の打破と待機児童解消のためとされておりますが、子どもの居場所づくりを考える上でこの事業について町長の見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、お答えをさせていただきます。

放課後の児童の居場所づくりとして学童保育や放課後子ども教室等を行っております。放課後子ども教室は、中之条町小学校の余裕教室を利用して地域の方々にサポーターとして参加していただき、子ども達の体験活動や地域住民との交流活動を行っております。現在は、それぞれが違う場所で連携を取りながらお子さんの安全を第一に考え、活動をしております。学校施設を利用した学童保育の実施につきましては、現在民間の学童保育所２か所が運営しており、待機児童もいないことから新たに学童保育所を開設する予定はありません。新規開設の必要性が生じましたら、学校施設等での施設も視野に入れて検討してまいりたいと考えております。今後も子ども達が放課後を安全安心に過ごせるように皆様からご要望等を伺いながら多様な居場所づくりを検討してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）町長から子どもの居場所づくりにおいて、新規開設の必要性が生じたら学校施設等での設置も視野に入れ、検討していきたいとのお考えを示していただきました。

放課後児童対策パッケージの背景には、子どもが保育園から小学校に上がることで仕事と子育ての両立が難しくなる小１の壁の打破があるとされております。中之条町の学童保育利用において、先ほど申し上げたように時短勤務やパートタイムで働いているので、学童保育を普段は利用しないが、長期休暇中の預け先がなく、学童保育を利用したいとの現状があり、中之条町においても仕事

と子育ての両立が難しくなる小１の壁の打破への取組が必要であると考えます。学童保育は、子育て支援において重要な役割を担っており、子育て支援に力を入れる中之条町だからこそ子育てと仕事が両立できるよう学童保育の充実を求めたいと思います。そして、子ども達が安心安全に過ごせる多様な居場所づくりを考える上で小学校を使った長期休暇中の学童保育の検討を要望させていただきます。

それでは次に、中之条町において比較的軽度の障害がある児童に対して、きめ細やかな教育を行う少人数のクラスが設置されていると認識をしておりますが、支援を必要とする児童の学童保育の利用状況について確認させていただきたいと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ただいまお尋ねの答弁をさせていただきます。

学童保育所において、保護者から申出があり、支援が必要なお子さんにつきましては、現在３名であります。お子さんの状況を確認して、各事業所において支援員を配置しているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）支援を必要とする児童の学童保育の利用状況において、各事業所に支援員が配置され、実際保護者から申出のあった３名の利用があることを確認させていただきました。中之条小学校において、少人数のクラスで学ぶ児童が増加傾向であると伺っております。それに伴って今後学童保育の利用についても増加が予想されます。子どもさんが特別支援クラスで学んでいる保護者から、学童保育に対して利用人数が多いことや現在の職員数で手が回るのだろうかという懸念から、自分の子どもを見ていただくことに対して不安があるとのお声を伺っております。以上の点から、支援が必要な児童に対する学童保育の今後の受入れについて町長の見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）学童保育の今後の受入れというご質問でありますけれども、学童保育所の入所面談時においてお子さんの状況や親御さんの希望を確認した上で各事業所において可能な限り支援が必要なお子さんを受け入れております。福祉サービスの観点から、支援を必要とするお子さんや発達に特性のあるお子さんが利用する放課後等デイサービスといった通所支援サービスもございます。支援が必要なお子さんやご家庭のニーズに応えられるよう学童保育所はもとより、関係機関で連携を取り、安全に放課後を過ごせるようにしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）各事業所で支援を必要とする児童を可能な限り受け入れていること、また福祉サービスの観点からの放課後等デイサービスの支援があり、支援が必要なお子さんや家庭のニーズに応えられるよう関係機関で連携を取っていくとの答弁をいただきました。支援を必要とする子ども

さんの学童利用においては、繊細な部分があり、保護者が相談しやすい環境づくりが重要であると考えます。答弁にもあるように、学童保育所はもとより関係機関での連携が大切であると考えます。保護者がより相談しやすいきめ細やかな相談体制への取組とともに、支援を必要とする子どもさんが安心して学童保育を利用できるよう職員の確保についても、これは難しい部分あろうかと思いますが、重ねてお願い申し上げ、次の質問に移ります。

災害の備えについてお伺いいたします。令和元年10月に発生した台風19号は、群馬県内において４名の尊い命を奪い、吾妻郡内においては嬬恋村で国道144号線やＪＲ吾妻線の寸断、河川の氾濫など大きな被害が発生し、中之条町においても大雨特別警報が発令され、生活道路や農地、家屋にも被害が及びました。令和元年12月定例会議の一般質問で台風19号への対応について質問をさせていただき、答弁として反省会を開催し、直ちに対応できるものについては改善がなされ、実施に時間を要するものやさらに協議が必要なもの、また予算を伴うものは優先順位を定めて進めていくとのことでありました。これから本格的な梅雨、そして台風シーズンを迎えるに当たり、台風19号の対応について改めて振り返り、災害への備えについて伺っていきたいと思います。

まず、避難所開設において各地区の避難所を早期に開設する必要があったとのことでしたが、刻一刻と変化する気象状況下での避難所開設の判断について、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）関議員おっしゃるように、本当に毎年毎年異常気象が当たり前のような地球環境になってまいりました。日本もその中に巻き込まれているわけでありますけれども、災害への備え、これについては避難所開設の判断、お尋ねであります。地球温暖化の影響によりまして線状降水帯やゲリラ豪雨、台風の大型化など大雨災害が激しさを増している近年でありますが、関議員お尋ねの避難所開設の判断につきましては、台風などの進路や風雨の状況がある程度事前に予測できる場合には、避難をされる方の安全を考慮し、風雨の強まる前に避難所の開設を行い、避難を呼びかけてまいります。

また、ゲリラ豪雨等状況が急激に変化する場合には、状況にもよりますけれども、まずは中之条地区においては役場を、六合地区においては六合支所を自主避難所として開設をし、その後の状況を前橋気象台と連絡を取りながら各地区に避難所の開設を行ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）ゲリラ豪雨等状況が急激に変化する場合は、まず自主避難所を開設し、その後の状況を前橋気象台等と確認を行いながら各地区の避難所開設を行っていくと確認させていただきました。

令和元年の台風19号の際、身近な避難所の開設が遅かった、暗い中、そして大雨になってからの避難は困難であったとのお声について、令和元年12月定例会議の一般質問でお伺いしたところ、各

地区において避難所を早期に開設する必要があったとの答弁をいただいていることからも、各地区の避難所開設は避難される方々の安全を考慮し、早めの判断をしていただくようお願いいたします。

台風19号の反省点として、避難所のうち名久田公民館においては停電が発生し、避難所が暗闇になってしまったこと、また和式トイレしかなく、膝の悪い方が利用できない状況であったと記憶しておりますが、地区ごとの避難所開設における停電への備えやトイレの整備状況について確認をさせていただきたいと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）避難所の停電への備え、あるいはトイレの整備状況についてのお尋ねでありますけれども、避難所における停電への対応につきましては、指定緊急避難所や指定避難所として町所有の公共施設と地域の公民館等がございますが、役場、バイテック文化ホール、ツインプラザにつきましては、停電対策として自家発電装置を有しており、六合支所においてはポータブル発電機を常備しております。地域の公民館等の避難所につきましては、防災備品によるランタンを配備して停電対策を行っております。

また、避難所におけるトイレの整備でございますが、町所有の公共施設につきましては、既に洋式トイレへの改修が済んでおりますけれども、地域の公民館等につきましては、改修ができていないのが現状であります。そういった施設に対応すべく、令和元年における台風19号の反省を生かし、足腰の弱い高齢者の方等への配慮をし、和式トイレを洋式トイレとして使用できるポータブルタイプの便座を準備しているところでございます。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）地域の公民館等の避難所における停電対策は、防災備品のランタンを使用すること、またトイレの整備については和式トイレを洋式トイレとして使用できるポータブルタイプの便座を準備していること、確認させていただきました。避難所生活において、トイレの使いやすさは重要であると考えます。足腰の弱い高齢者が安心してトイレを使用できるよう準備を着実に進めていただきたいと思います。

また、地域の公民館等において、洋式トイレへの改修ができていない状況とのことでありますが、先ほども申し上げましたが、避難所生活においてトイレの使いやすさは重要であり、地域の公民館等のトイレの洋式化を進めるべきと考えます。ポータブル便座の準備を進めていただくとともに、避難所充実の観点から地域の公民館等のトイレの洋式化についての検討を要望いたします。

それでは次に、令和６年度当初予算において非常用電源としての活用を視野に入れたハイブリッド車の購入が予算計上されておりましたが、災害現場においてどのような活用を想定されているのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ハイブリッド車の災害現場における活用についてのお尋ねでありますけれども、能登半島地震をはじめ昨今の全国的に度重なる災害を考えますと、いつ同様の災害が起きても不思議ではないほど、日本全土が災害列島化していると言わざるを得ません。そうした状況に置かれたときには、町の行政だけでは到底対応できるものではなく、他の自治体や企業、団体等と災害協定を締結し、また各地域においても有事に備えた避難計画や避難所訓練等のご協力をお願いしているところでございます。ニュース番組や新聞等を見ますと、そうした災害現場や避難所においてスマートフォン等による情報収集が不可欠なツールとなっておりますが、多くの場面でバッテリーの充電等に苦慮している現場を多く目にいたします。一例ではございますが、そうしたスマートフォンの充電等にも購入予定の車両が役立つのではないかと期待しているところでございます。しかしながら、購入した１台の車両で広範囲を網羅できるとは思いませんので、先ほど述べましたとおり町でも自動車関連企業とも災害時の連携の体制を整えておりますので、そういった企業とも協力することが不可欠であると考えております。

車両の購入につきましては、当初予算においてご議決をいただいており、現在購入に向けた作業を進めておりますけれども、半導体をはじめ車両の納期が延びている現状もありまして、年内の納車に向けて取り組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）いつどこで災害が起きても不思議ではないとのお考え、私も同感であります。だからこそ災害への備えが大切であり、答弁いただいたように行政だけではなく、企業や他の自治体との連携が災害に強い町づくりには必要であると考えます。

昨年５月に町と群馬トヨタは、公共交通や防災など９項目に関する包括連携協定を結ばれておりますので、答弁にもあるように災害時の電力供給への備えの協力体制を整えていただきたいと思います。

ハイブリッド車の購入については、年内の納車に向けて取り組んでいるとのことでありますので、非常用電源としての活用について、引き続き検討していただきたいと思います。

それでは次に、ペットとの同行避難についてお伺いいたします。平成25年に環境省から災害におけるペットの救護対策ガイドラインが示され、災害が起こったときに飼い主はペットと同行避難することが基本であるとされています。また、一方で他の避難者への迷惑にならないように努めなければならないともありますが、避難所においてペットとの同行避難の受入れ、またペットによる他の避難者への生活に及ぼす影響を最小限にするための対策についてお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ペットと同行避難についてのお尋ねでありますけれども、平成23年３月11日の東日本大震災におきましては、緊急避難を余儀なくされたため、ペットが自宅に取り残されたり飼い

主とはぐれ、放浪するケースが多数生じたようであります。また、飼い主とペットがともに避難できた場合であっても、避難所において動物が苦手な人やアレルギーの方等、多くの避難者が共同生活を送るため、平成25年に環境省から災害におけるペットの救護対策ガイドラインが示されました。大切な家族の一員として災害発生時に飼い主がペットを同行し、避難場所まで安全に避難することとなっており、中之条町では指定避難所のイサマムラと六合支所をペット同行避難所に指定しております。また、ガイドラインにはペットによる他の避難者に及ぼす影響を最小限にするよう記載されておりますので、人とペットは別々の空間になるように配置をしております。具体的に申し上げますと、イサマムラでは避難をされた方は校舎に、ペットにつきましては体育館に避難していただき、六合支所につきましてはペットを車庫にとしており、他の避難者に影響ないよう配慮しているところでございます。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）災害発生時に飼い主がペットを同行し、避難所まで安全に避難することとのガイドラインに従い、指定避難所のイサマムラと六合支所をペット同行避難所として指定されていることを確認させていただきました。

１点、関連で質問させていただきたいのですが、ペットの同行避難所においてハザードマップや町のホームページに掲載がされておりませんが、周知に対するお考えをお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）町のホームページに掲載をし、また町広報紙等により周知をさせていただきたいと考えております。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）ペットとの同行避難所について、町のホームページに掲載し、広報紙での周知を考えているとのことでありますので、ペットの同行避難についての周知徹底をよろしくお願いいたします。

また、他の避難者への配慮として、避難所においては人とペットは別々の空間で過ごすことについても町のホームページや広報紙に掲載していただくよう重ねてお願いいたします。

それでは、災害の備えについて、最後の質問になります。いつ起こるか分からない、そして激甚化している災害への備えとして、町民に対する防災意識啓発への取組が重要であると考えますが、町が行っている防災意識啓発の取組と今後の課題について、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）防災意識啓発についてのお尋ねでございます。

６月の広報でもお知らせをさせていただきましたけれども、令和５年度の取組事例といたしましては、行政区における地区防災訓練、避難所体験を16回、保健環境課が各地区で行っております「健康づくりさろん」や社会福祉協議会で行っております協議体等での防災講話を計30回実施をさせて

いただきました。さらに、令和５年度当初９地区でありました自主避難計画の策定につきましては、39地区となっております。しかしながら、防災訓練や防災講話、自主避難計画策定過程での座談会におきましても説明しておりますが、近年の激甚化する災害を踏まえて「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動を取り、住民主体の取組強化による防災意識の向上を図ることが重要であると考えております。今後も引き続き行政区での防災訓練や防災講話、自主避難計画の策定支援を行い、地域コミュニティーの向上、防災意識の啓発に取り組んでまいります。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）町長がおっしゃるように、近年の激甚化する災害を踏まえ、「自分の命は自分が守る」という意識を持ち、自らの判断での避難行動や住民主体の防災への取組の強化が重要であると考えます。そのためには、地域での防災訓練や避難所体験を定期的に行っていくことが大切であると私は考えます。定期的に防災訓練等を行うことで防災意識の向上が図られ、地域コミュニティーの充実にもつながると思います。そして、行政と地域が連携し、知恵を出し合い、ともに行動していくことが災害に強いまちづくりへつながっていくと考えますので、防災を各とした地域コミュニティーづくりの取組をお願い申し上げ、次の質問に移ります。

熱中症対策についてお伺いいたします。近年の気候変動の影響により、国内の熱中症による救急搬送者は毎年数万人を超え、死亡者数も高い水準で推移している状況であり、中之条町においても下四万地区において農作業中の高齢者が亡くなったことを記憶しております。国において、令和３年度から環境省と気象庁が共同して熱中症警戒アラートの運用が始まり、令和６年４月より熱中症警戒アラートに加え、気温が著しく高くなり、熱中症により健康に対する重大な被害が生じるおそれのある場合に新たに熱中症特別警戒アラートの運用が開始されたことからも、熱中症の被害を防ぐため、中之条町においても熱中症対策をさらに充実させるべきと考え、この点について質問をさせていただきます。

まず初めに、中之条町では熱中症対策においてどのような取組を行っているのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）昨年は、地球が沸騰していると言われるぐらいの異常な暑さを我々経験したわけでありますけれども、近年の気候変動の影響によりまして、国内の熱中症による救急搬送者が増えているということは承知をいたしております。熱中症対策といたしましては、高齢者の熱中症対策としてエアコンの購入に対する補助を行っております。また、議員がおっしゃいます熱中症警戒アラートや熱中症特別警戒アラートにつきまして、気象庁から情報が届きました際には防災安全課が防災無線とメールにより町民への情報を提供させていただいているところでございます。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）町が行っている熱中症対策、確認させていただきました。町民への熱中症の注意喚起を防災無線とメールを使った情報発信についてですが、テレビ等で熱中症の注意喚起されておりますが、呼びかけはより多いほうが有効であると考えますので、町民のみなさんを熱中症の危険から守るため、引き続きの取組をお願いいたします。

また、令和４年度から開始された高齢者世帯エアコン購入費補助金については、75歳以上の独り暮らしの方と高齢者のみの世帯を熱中症の危険から守る制度であります。冒頭申し上げましたが、下四万地区で農作業中の高齢者の方が熱中症で亡くなっておることからも、高齢者を熱中症の危険が守るべきと常々考えております。中之条町は、この制度を県内で先駆けて開始していただき、大変ありがたく思っております。

そこで、高齢者世帯エアコン購入費補助金の利用状況について、改めて確認させていただきたいと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）高齢者世帯へのエアコン購入費補助の利用状況につきましては、初年度の令和４年度が21件で99万7,300円、令和５年度は同じく21件で105万円の補助金支給実績となっております。今年度も20件の利用があるものと見込んで予算化させていただいておりますけれども、５月末現在の実績は１件５万円となっております。

以上です。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）令和４年度が21件、令和５年度においても同じく21件の利用があったということで、高齢者世帯を熱中症の危険から守るための取組が着実に進んでいること、確認させていただきました。

昨年９月定例会議において、同僚議員からエアコン購入費補助拡充についての質問がありました。先ほども申し上げましたが、気候変動の影響により熱中症の被害は命の危険を伴う状況であることから、中之条町においても熱中症対策のさらなる充実が必要であり、74歳以下の低所得世帯に対するエアコン購入費補助を検討していただきたいと考えております。その理由として、長引く物価高騰による経済的な負担は低所得世帯に対して大きな影響があり、エアコンは高額な商品であるために購入を控えてしまうことが考えられます。また、エアコンを使い、室内の温度を適切に保つことが熱中症対策において大変有効であることから、74歳以下の低所得世帯へのエアコン購入費補助の検討が必要であると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、お答えをさせていただきます。

現在補助を実施しております高齢者世帯のエアコン購入費補助につきましては、75歳以上の独居老人か75歳以上の高齢者のみ世帯であることと町民税非課税世帯であることを要件といたしてお

ります。これは、エアコンは家電製品であり、基本的には購入した方の個人的な財産となるものでございますので、本来補助の対象となりにくいものでございます。しかしながら、本町では補助金の交付要綱の趣旨にあるように、家族などの支援が得られづらく、エアコンの購入が家計を大きく圧迫してしまい、エアコンを購入する機会を逃してしまった高齢者が劣悪な環境下に置かれ、命の危険にさらされてしまうような事項を未然に防ぐために実施しているものでございます。補助対象世帯の拡充につきましては、今後の補助金の申請状況や町民の皆様のご意見などを伺いながら、併せて県内の様子なども確認した上で必要に応じて検討させていただきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）答弁いただいたように、エアコンは購入した方の個人的な財産であり、本来補助の対象になりにくいものでありますが、中之条町では75歳以上の独り暮らしと高齢者のみの町民税非課税世帯を熱中症から守るため、エアコンの購入費補助を実施していただいていることから、町民に寄り添った町政運営の姿勢が伝わってまいります。今後の状況を見てこれから補助について検討していくとのことでありますが、物価高騰、本当にこれ長らく続きそうな予想がされております。本当に経済的な負担の影響は、未だ先の見えない状況であることからも、74歳以下で例えばひとり親家庭や子育て世代の低所得世帯を対象としたエアコン購入費補助金の検討を要望いたします。

　また、高齢者世帯エアコン購入費補助金は、75歳以上の高齢者のみの世帯を対象とした制度であることから、エアコンの使用を補うことへの検討が必要であると考えます。その理由として、室内にエアコンが設置されているのにもかかわらず、エアコンを使用せず、高齢者が熱中症で亡くなるケースを報道で見聞きしております。実際我が家の父もエアコンを使わず、暑い部屋の中にいるといった状況があり、家族が同居していれば対応できますが、高齢者のみの世帯においてはエアコンが設置されていても適切に使えないリスクがあり、その対策が必要であると考えます。高齢者のみの生活を支えるグッズとして、スマートリモコンがあります。家電製品のリモコンをまとめて管理し、スマートフォンで遠隔操作できる機器がスマートリモコンです。高齢者のみの世帯において、家族がエアコンを遠隔操作し、エアコンの使用を補うことが必要であると考えます。以上のことから、高齢者世帯エアコン購入費補助におけるエアコン使用を補うことに対する町長の見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、お尋ねにお答えをさせていただきます。

　現在町からの支援メニューとしては、議員おっしゃる支援はございません。しかし、高齢者の見守りや安全安心な生活を送ることは非常に大切なことだと思っております。こうした支援は、高齢者のみならず、町民の安心安全な生活を支援していることであろうと考えておりますので、役場の様々な部署でこうしたスマート機器やデジタル技術の活用によって可能となる支援につきまして

情報を収集いたしまして検討をしてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）高齢者の見守りや安心安全な生活を支えることは、非常に大切なことであるとの答弁をいただきました。エアコン購入の支援とともに、高齢者を熱中症の危険から守るためには、エアコンの使用を補う視点も大切であると私は考えます。高齢化が進む中之条町において、高齢者の安心安全な生活を支援するためのデジタル技術の活用について情報を収集していただき、その中で高齢者を熱中症から守るため、エアコン使用のサポート機器、スマートリモコンの活用についても検討していただきたいと考えます。

最後になりますが、町民のみなさんを熱中症の危険から守るための対策の充実をお願い申し上げ、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）関美香さんの質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

（休憩　　自午前１０時５３分　至午前１１時１０分）

○議長（安原賢一）再開します。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　発言の訂正

○議長（安原賢一）ここで、先ほど山田みどりさんに対する町長の答弁の中で、自治法の関係で訂正がありますので、お願いします。町長

○町長（外丸茂樹）大変申し訳ございません。先ほど山田みどり議員からいただきました自治法改正案の答弁の中で「地方自治法の一部を改正する法律が公布」というふうに私申し上げてしまったのですが、「現在審議中」ということでありますので、ご訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）次に、原沢香司さんの質問を許可します。原沢香司さん、ご登壇願います。１番、原沢さん

○１番（原沢香司）今回の一般質問では、通告に従い、３点について伺います。

１点目が町職員の働き方についてです。次に、補聴器の購入補助について。最後に、３月議会に続いてとなりますが、六合中学校の教育事務について質問をいたします。

４月に人口戦略会議が消滅可能性自治体を発表しました。この統計によれば、20代から30代の若年女性を子どもを産める世代の主力と位置づけ、その割合が一定割合、今回の統計では50％ということですけれども、これを下回ると早晩、その自治体は破綻するとされています。中之条町は、2020年と2050年とを比較すると63％若年女性が減るため、消滅可能性自治体に分類されています。この統計について、事前の通告しておりませんので、コメントはなくても結構なのですけれども、町長の受け止めなどあればぜひお聞かせをいただければと思います。

私は、この統計を性的役割分担として子どもを産むことを女性に押付け、結婚を選ばない非婚、晩婚化や出産の高齢化が進んでいる実態も顧みない、大変無礼であり、無神経な統計であり、自治体にとっても非常に失礼なものだと思います。中之条町でもこの地域の存続のために人口減少への対応策や独自の地域づくりを目指し、町民と行政とが懸命に知恵を出し合い、あらゆる努力を行っている最中です。10年前に消滅可能性リストが発表され、政府は地方創生に力を入れ始めたように見られますが、自治体間で移住者を奪い合うような実態になっていなかったか、しっかりと国の施策を振り返るべきだと思います。

このような統計に一喜一憂せず、この町に合った形で独自性のある地域づくりを今後とも追求していくべきだと考えます。そのためには、外丸町長の掲げる「共創のまちづくり」をより一層発展させることが必要だと考えます。今回一般質問で取り上げるいずれの問題も町民の生活を守り、安心して住み続けられる町づくりに欠かせないことだと考え、質問をさせていただきます。

まず、町職員の働き方についてです。私がこの町議会に一員として加わり、１年が経過するわけですが、町民のみなさんから最も多く聞く声の一つが町役場で働く職員に対する心配の声です。幾つかの声を紹介いたします。「近年若い職員の退職が目立つことが気になる。」、「役場に用事があって立ち寄っても職員が忙しい様子で声がかけられなかった。」、「土、日もボランティアとしての仕事が多く、見ていてとても大変そう。」など、どれもが町民が職員を心配する声です。

昨年６月の議会でも男女共同参画についての質問で触れましたが、町の職員の働き方はそのまま町民の福祉や生活に直結するものです。仮に町民の幸福度は高くても、それを支える立場である職員の犠牲の上に成り立っているのであれば、その幸福度は真実のものとは言えません。町民が心配することなく職員のみなさんが生き生きと働けるように、まずは現状の問題点をしっかりと捉え、持続可能な働き方を追求していかなければいけないと考えます。

最初に伺います。最近５年間での職員の時間外労働の増減はどのようになっていますか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、原沢議員のご質問にお答えさせていただきますが、一般質問の通告にはございませんでしたけれども、せっかく登壇していただいてご質問いただきましたので、今回は人口減少の関係について考えを申し上げさせていただきたいと思います。

今日でしたかの新聞でしたか、出生率が1.20で東京都は0.99というような数字も出ております。中之条町も従来私が申し上げているのですが、20年後には１万人を切るだろうという推計がされております。そういった中で中之条町、生き残りをかけて頑張っていかなければならないということはもうもちろんなのですけれども、だからこそ高齢者の方々に元気で長生きをしていただき、そしてまた子どもを育てる、そういう世代をしっかりと応援していく子育て支援、やっぱりこの子育て支援がしっかりできることによって高齢者を支えるということに間接的になるのだと思うのです。

子ども達が生まれるのが、令和５年度が出生者が57人でした。令和４年度は47名でした。これが極端に増えるということは考えられないと思いますけれども、だからこそそういう子ども達を地域で育てて、その子どもさん達が大きくなって、例えば東京に就職されたり仕事しても、我が町中之条町はこんないい町なのだというものを植え付けて、そしていつかは帰ってきていただいて、ふるさと中之条町を愛していただけるような、そういったまちづくりをしていくのが我々の今求められている責務だと思っております。ですので、ぜひ中之条町議会議員として原沢議員にもそういったことを考えながらご助言いただければ大変ありがたいと、このように思っております。よろしくお願いします。

それでは、原沢議員の町の職員の働き方、これについてのお尋ねでありますけれども、職員の時間外労働の推移ということでございますけれども、年度ごとで事業内容や事務量も異なりまして、また人事異動などにより初めて事務に携わる職員と長く業務に携わり知識や経験が豊富な職員とでは同じ業務であっても差が出てまいります。さらに、部署によっては育児休業や休暇等による人員削減など、人的要因によって変わってまいります。そのため、年度や部署ごとについて単純に比較するのは難しい面もございます。いろいろな複雑化した事情を加味せずに単純に直近の５年間を全体的に比較したとすれば、令和元年度の総時間外数が２万時間を超えていたのに対し、令和５年度では１万時間強程度であり、減少傾向にあります。最もコロナ禍においては、コロナ対策における業務は増加をいたしましたけれども、一方でイベントなどの各種事業が中止や規模縮小となり、また会議等も書面決議で行われるなど、そういった要因もあるかと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）まず、冒頭に通告にない人口減少についての町長の受け止めということでコメントをいただきまして、誠にありがとうございます。私もやはり中之条町で生まれ育った子ども達がまたこの町で生活したい、そういうふうに帰ってこられたり、そういう町というのはよそから見た場合も大変魅力的に映ること間違いありませんので、町長がお話しされたようにこれからも精一杯この町がより住みよく、そして外から見てもいい町だと思ってもらえるような施策について様々議会でもご提案していければと思っております。どうもありがとうございました。

そして、時間外労働についての増減、答弁をいただきました。減っているということで、大変それはいいことではありますけれども、この間コロナ禍という特殊状況ありましたので、単純な比較は難しいということなのだと思います。この新型コロナウイルス感染症が５類に移行して１年、徐々にイベントや会議も復活していると思います。残業時間の推移については、これからも注視をしていただき、基本的に業務は時間内に終了できるように管理を徹底していただきたいと思います。

時間外労働についての質問を続けます。町役場の業務は、本当に多岐にわたります。部署によっては、イベントの準備があったり、年に１度の確定申告などで局面的に時間外労働が増えてしまう、そういう実態もあろうかと理解をしております。労働法規では、働く人の健康を守るために時間外労働について月当たりの時間を定めています。労働基準法で定める45時間、過労死ラインと言われる80時間に比べて特に時間外労働が多い職員数を把握していますか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）時間外労働につきましては、原則として各課の所属長が命令した期日や時間を該当日ごとに総務課長に連絡する方式を取っております。月初めにタイムカードや時間外命令簿と付き合わし、月ごとに集計を行っておりますので、各課や個々の職員ごとに時間外労働時間等について管理をいたしております。災害対応や選挙事務など、業務の実施時期、その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務、いわゆる「他律的業務」を含め、国等の政策に伴う自治体への付託事務や大規模なイベントなどにより業務量が一時的に増加することもございます。「他律的業務」とは別に、議員ご指摘のとおり、慢性的に一定の基準を超える職員がいた場合には、所属長等とも意見交換を行い、健康面や業務遂行上の改善など、その都度本人へ直接指導や注意を実施しております。

以上です。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）労働基準法第36条を根拠とする36協定、これの締結と提出をしていても、残業時間が月45時間を超えた場合には、労働時間について定めた労働基準法第32条違反となり、６か月以下の懲役または30万円以下の罰金を科せられる可能性があります。36協定を締結せずに残業や休日出勤をさせていた場合も同様の罰則があります。この辺りは、十分労務管理上ご存じのことと思いますが、まずは職員の健康があっての役場の仕事です。慢性的に残業が多いということは、必ず理由があると思います。それが人員配置と業務量のミスマッチなのか、業務の効率化を図ることができないのか、様々な角度から検証が必要だと思いますので、時間外労働を少しでも減らしていけるように重ねて要望をいたします。

次に、職員の数と構成について伺います。最近５年間における職員数の推移と年齢構成の変化はどのようになっていますか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）最近５年間における職員の推移ということでありますけれども、特別職、再任用職員及び会計年度職員を除く職員数で申し上げますと、職員数は減少しております。

年齢構成の変化ということですが、20代前半の若年層については定期的な採用もございますので、比較的大きな変化はございません。20代後半から30代前半の職員、また40代後半から50代の職員においては増加傾向となっております。一方で30代後半から40代前半にかけての職員数が大きく

減少しておりますので、人事関係や効率的な業務の遂行など今後の行政運営への影響は懸念しているところであります。組織運営につきましては、今後の動向を見据えながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）30代の後半から40代前半、まさに中核として働き、これからの役場の業務を支えていく方々が大きく減少しているということでした。今後の行政運営にも影響が懸念されるという答弁でしたが、10年後やそれ以降も見越して職員の年齢構成を見ていかなければいけないと思います。

事前の通告にないのですけれども、職員の離職の状況について近年の傾向が分かれば答弁いただけますでしょうか。

○議長（安原賢一）総務課長、お願いします。

○総務課長（朝賀　浩）原沢議員の離職の状況ということでございます。先月になるのですけれども、吾妻郡の総務課長会議のほうが開催されました。まさにその中で職員の離職について意見交換をする機会がございました。定年を前に１、２年を残しまして早期退職ですか、そういったことは今も昔もあるわけなのですけれども、特に若年層、それから中堅職員、こういったところの退職というのは実際中之条町に限らず郡内でも比較的増加傾向にあるというような印象を持っております。日本の場合、終身雇用というのが一つの特徴であったわけなのですけれども、そういったこともだんだん崩れ始めておりますし、また私の主観ではありますけれども、私が就職した頃から比べれば比較的転職等に抵抗がない、そんな世代になったのかなというふうな印象も持っております。

いずれにいたしましても、今議員からご質問いただいたとおり年齢層ということになりますと中間層につきましては、経験であったり、それから知識、また機動力、そういった面でも町行政の中枢をなす年代層でございます。そういった中間層の退職といいますか、人材の流出というのはいずれにいたしましてもやはり町行政につきましては、大きな痛手であることは間違いありませんので、そのように感じている次第でございます。

以上です。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）ありがとうございました。通告なかったのですけれども、離職の状況について課長から答弁いただきました。

若年層や中堅職員の退職が郡内、中之条町に限らず増加傾向にあるようだということだったのですけれども、過日毎日新聞が報道したデータなのですけれども、総務省が集計したところによると教員や警察などを除く一般行政職員のうち2022年度に主に自己都合で仕事を辞めたのは１万2,501人、これが2013年度では5,727人ということで、比較すると10年で2.2倍に増えているということです。新聞報道によれば、待遇への不満や業務量の増加が影響していると見られる。30代までの若手

が全体の３分の２を占めているという報道でした。冒頭に町民の心配の声として紹介をいたしましたが、若い職員さんの退職、これは中之条町や吾妻郡だけに限らず、全国的に増えている傾向のようです。若い職員の退職が多いとなると、これから役場組織を持続的に運営するには大きな課題があると思います。

ここで、伺います。近年の職員採用で抱えている課題はありますか。中途採用が増えているかどうかを併せて伺います。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）答弁をさせていただきます。

国や県、あるいは他の市町村の現状を細かく把握しているわけではございませんけれども、町職員の志願者は民間企業をはじめとする社会全体の景気や動向等に大きく左右される印象がございます。

職員採用における課題ということですけれども、採用したい人材が必ずしもその年度の採用試験に応募していただくとは限らず、また採用年ごとでも年齢や男女差、学歴や前職歴のある方など、応募に差異がございます。特に有資格者の採用や専門的な技術職については、さらに採用に苦慮している状況であります。応募者側からすれば、人事やその他の事由から必ずしも資格が生かせる部署への配置とならない場合もありますので、せっかく取得した資格や培った技術を生かし、民間企業への就職を希望する人もおると思います。また、採用試験の段階で国や県、他の自治体等と併願し、最終的には町を選択してもらえないなど、厳しい現実もございます。

中途採用につきましては、特にここ数年の傾向では多くなっているという印象でございます。人材育成という点では、既に社会人を経験しているということはプラスに働くことも多く、実際に採用試験においても広く人材を確保できるように応募年齢を引き上げるなど、一定の配慮を行っているところでございます。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）採用での課題ということで、いろんな局面お答えいただきましたけれども、社会人の経験が人材育成にプラスに働くことが多いという答弁いただきました。この視点とても大事だと私考えていまして、とにかく広範囲にわたる町の業務ですから、多様な経験をしてきた社会人がそのチームに加わることで得られることは非常に多いと考えています。町民のみなさんも今本当に多様な働き方していて、生活のスタイルも多様化しています。社会人として様々な経験を積んできた人達が多様化する住民の暮らしに行政職員として対応し寄り添っていく、そのことが町民の生活の安心や状況の向上にも必ず寄与することと思います。ぜひ多様な人達が町職員として働いていけるよう広く門戸を開いていただきたいと思います。その際に既に町役場で経験を積んでいる方を積極的に常勤職員として採用することをぜひ検討していただきたいと思います。

伺います。会計年度任用職員を常勤職員として採用するための手立ては取られていますか。答弁

を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）町として会計年度任用職員の方に対しまして、常勤職員への任用替えということは実施をしておりません。常勤職員を希望される方は、ほかの方同様に採用試験を受けていただくこととなりますが、フルタイム、パートタイムを問わず、いろいろな理由により会計年度任用職員のままを希望している方も多くおります。

参考までに申し上げますと、過去にも臨時職員や会計年度職員から採用試験にチャレンジし、正規職員となって活躍いただいている職員は一般職や専門職を問わずおりますので、今後も希望されている方は応募の上、受験していただきたいと考えております。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）既に会計年度であるとか臨時職員として働かれていた方が町の常勤職員として力を発揮されている、そういった現場私も見ております。ぜひこれからもそういったチームとしていろんな方が中之条町役場の仕事を支えていけるよう手立てを取っていただきたいということを要望してこちらの質問を終えたいと思います。

次の質問に移ります。補聴器購入補助の実施について伺います。人と人とのコミュニケーションを円滑に行う上で補聴器の存在意義は本当に大きいと思います。補聴器を利用する本人にとってはもちろんですが、同居する家族やご近所や友人などあらゆる人との付き合いで聞こえの問題はトラブルになりがちです。声をかけたけれども、相手が聞こえなかったのか無視されたような気持ちになってしまった。細かい話ができなくて、気持ちのすれ違いや事実の誤認が生じてしまうなど、補聴器さえあれば防げるトラブルについて、私も相談を受けたことがあります。一度トラブルが生じてしまうと、自分の気持ちを表に出せない、人に会うのがおっくうになってしまう、そういったことで外出を控えがちになったり地域のコミュニティーに顔を出しづらくなってしまったりという実例を見聞きいたします。

ここで、伺います。聞こえの問題から来るトラブルを防ぎ、健康寿命を延伸するためにも補聴器の購入に対する補助を行うべきと考えますが、現状において障害者手帳の交付を受けて補聴器を購入された方の実績、それから手帳交付を受ける基準はどのようになっていますか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、お答えをいたします。

補聴器の購入につきましては、聴覚または平衡機能に障害があるということで、身体障害者手帳を所持している方を対象に一部の方を除き、基準額の１割負担により購入していただいております。基準額の９割は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、補装具交付・修理事業において国２分の１、県４分の１、町４分の１の負担割合により支援しているところであります。令和５年度におきましては、24件が対象となり、そのうち21件が高度難聴対象

者、３件が重度難聴対象者となっております。

障害者福祉法施行規則に基づく聴覚または平衡機能の障害を持つ方の身体障害者手帳の交付基準といたしましては、一番軽い状態の身体障害者手帳６級の障害程度として両耳の聴力レベルが70デシベル以上、または一側耳の聴力レベルが90デシベル以上で他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のものとなっており、おおむね40センチメートル離れて会話ができる程度となっております。聴力レベルにおいて、身体障害者手帳の２級から６級までに分類をされております。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）国、そして県、町、この補助の対象基準が「身体障害者手帳を所持している」ということでした。両耳の聴力レベルが70デシベルということですけれども、世界保健機構、ＷＨＯは71デシベル以上は重度の難聴ということで指定しています。ＷＨＯでは、41デシベル以上の中等度の難聴者に対して補聴器の装用が推奨されています。今全国各地、群馬県内でもおおよそ40デシベル以上を基準に自治体独自の補聴器購入補助制度が実施されています。中之条町では、独自の助成を検討されているでしょうか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）当町の独自の助成を検討しているかというお尋ねでありますけれども、群馬県内におきましては、自治体によって多少の支給要件は違いますが、前橋市や太田市、渋川市などをはじめとして聴覚障害者による身体障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の方を対象とした独自の補聴器助成事業を実施している自治体がございます。現状では、補聴器購入に関する相談をいただいた際に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具交付・修理事業を案内し、活用をいただいておりますが、相談いただいた方が全員が身体障害者手帳の該当となり、補助制度を利用し、補聴器の購入ができている状況にあります。

町独自の事業として補聴器を交付する場合も対象とする方や条件など、どこかで線を引く必要があろうかと思います。いずれにいたしましても、近隣町村では行われていない事業であり、必要性等を今後も継続して研究をさせていただきたいと考えております。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）町が独自に助成を行うことが聞こえに不安を持つ方やその家族にとって補聴器利用の大きな後押しになると思います。障害者手帳の交付を受けるのは、心理的に負担が大きいという方もいらっしゃいます。近隣町村では行われていないという答弁でございましたけれども、隣の渋川市でも実施されておりますし、吾妻郡内で中之条町が先んじて助成を行えば他の町、村にも広がり、喜ばれる方が増えることと思います。ぜひ今後の実施に向けて前向きに検討いただくことをお願いいたしまして、この質問を終えます。

最後に、六合中学校の教育事務を長野原町に委託することについて、質問をいたします。３月の定例会議でこの問題、一般質問で取り上げましたが、その後３月25日に長野原町長に教育事務委託

の申入れを行ったことが地元紙の一面で報道されました。

４月から新年度となり、今年度六合中学校に入学した生徒さんたちは、３年生に進級したタイミングで長野原中学校に通うことになると思います。このことについて、生徒や保護者、地域住民から町に寄せられている声はありますか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）現時点で生徒や保護者、地域住民から直接町や町教育委員会に寄せられている声はございません。しかし、六合中学校の教職員へ教育事務の委託に向けた方針を説明した際には、生徒数の推移からも委託に向けた方針は致し方ないと理解をいただいた一方で不安になっている生徒もいるので、そのことを受け止め、取り組んでもらいたいとのご意見をいただいております。

以上です。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）六合中学校の現場から生徒に対してのケアをしっかりやって欲しいという意見があったということだと思います。生徒さん達は、まさに当事者ですから、この事務委託によって通学する学校が変わることにいろんな危惧や心配をされていることと思います。ぜひしっかりと声を聞いてケアをしていただきたいと思います。

次に、このことについて行政区程度の規模で住民に対して説明をし、意見を聞く機会を設けるべきと考えますが、教育長、町長のお考えはいかがですか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）教育長、お願いします。

○教育長（山口暁夫）六合地区の中学校生徒の教育事務を長野原町に委託する方針につきましては、令和５年11月19日に六合地区の住民全員を対象とした説明会を実施しております。

また、令和６年２月６日に六合地区区長会の役員の方へ詳細に説明をし、２月20日には六合地区区長会の総会において区長の皆様に説明させていただいております。今後は、長野原町への教育事務の委託に向け、生徒や保護者の不安をできる限り小さくしていけるよう六合中学校と長野原中学校の交流や保護者及び学校との協議の場を設けることなどの取組に力を注ぎたいというふうに考えております。このことからご質問の行政区程度の規模での住民説明を開催することは、考えておりません。

以上でございます。

○議長（安原賢一）町長、お願いします。

○町長（外丸茂樹）私といたしましても、総合教育会議での協議を受け、長野原町への教育事務の委託に向けた方針を決めたわけでございます。六合地区の皆様に対しても今まで教育委員会においてしっかり説明をし、ご意見を伺う機会を設けてきたと考えております。六合地区区長会の総会においてご説明した際には、私も同席しておりましたが、区長の皆様から異論などの意見はございませ

んでした。今でも様々なお考えをお持ちの方がいらっしゃることは承知をいたしております。しかし、長年にわたって検討されてきたことであり、決断を先送りすると地域や保護者、子ども達の不安がもっと大きくなってしまうと思われます。このため、教育長の答弁にもございましたとおり今後は子ども達や保護者の不安を少しでも小さくできるよう取り組んでいくことが最優先と考えております。議会の皆様にもご理解とご協力を賜りまして、関係する皆様とともに検討を重ね、長野原町への教育事務の委託に向け、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

原沢議員におかれましても、今後も大所高所からご指導、ご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）これまで住民のみなさんですとか保護者のみなさん、そして区長会の総会等で説明してきたということは３月の定例会でも一般質問で伺い、私も理解をしております。しかしながら、今回３月の新聞報道を受けまして私地域の方からいろんな声伺っています。

まず、新聞報道を受けて初めてそんなことになっているということを知ったという方もいらっしゃいますし、これから六合中学校の生徒達は長野原中学校に行って長野原中学校の卒業証書をもらうんかいというようなことですとか、長野原町と中之条中学校では子育ての支援や就学支援など違う部分もあると思うけれども、どっちが対応になるのだいですとか、様々みなさんから話を伺っているのです。地域のみなさんやっぱり子どものこととても心配をされています。いざ長野原町に業務委託をすることになって地元のみなさんたちが具体的にこれからどういうことになるのかと、やっぱりいろいろと心配になってきているところだと思うのです。こういう具体的な疑問に対してぜひ直接の対話の機会をつくっていただきたいというのが私の質問の意図でございます。

町長が先ほど答弁で議会への理解と協力ということでお話しされましたけれども、私も議会の一員として町の施策がきちんと町民に理解されて行政も町民も一緒に進むべき方向を探して目指していく、そのために議員としてやれることをやっていきたい、こう思ってこの問題について度々質問をしています。行政の決定を受け、いろいろと疑問が出てくる。その声をきちんと聞いて行政としての考えを直接町民に伝えていく、そのことが外丸町長の目指す共創のまちづくりにつながることと思うのです。

私は、決定を批判しているわけでも変えて欲しいと求めているわけでもありません。３月議会で公開を求めました総合教育会議、令和５年度３回、令和６年度１回、議事録が公開されましたので、私もつぶさに確認いたしまして、この決定が町長や教育長をはじめ教育委員のみなさん本当に考え抜いて子ども達の未来を思って決定した、やっぱりそういう経緯、ちゃんと見ることができます。この町長や教育長の思いですとか決定された内容をやはり直接住民のみなさんにもお話をしていただきたい。そして、今回の六合中学校の教育事務を長野原町に委託し、そしてその後吾妻郡ではどのような教育環境をつくろうと考えているのか。そういったことをぜひ直接町民に教育長や町長

の声で届けていただくことできないでしょうか。町民が疑問に思っていることに直接答える、そのような機会ぜひつくっていただきたいと思っています。行政区の単位とはいかなくても、この問題で地元の住民に説明をして意見を聞く場を設けることが私はやはり必要だと考えます。首長が直接住民と意見交流するタウンミーティング、そんな形で検討いただけませんでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）先ほどの答弁でお答えしたのが主な内容でありますので、また教育委員会のほうでそういったことを精査することもあるかと思いますけれども、今の現時点では教育長の答弁を考えさせていただいて、いろいろな場面では今までも説明をしてきたわけでありますので、またそういう機会があることも考えられますけれども、今の時点ではそういうことについては教育委員会の考え方を尊重させていただきます。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）答弁いただきました。現状がやっぱり変わっているという状況だと思います。もう実際に受入れに向けて長野原町のほうも動いていることと思いますし、それを受けましてやはり子ども達、そして保護者、そして地域の住民のみなさんがいろいろとやはり不安を持ったり、これからどうなるのだろうという思いを持っているところだと思いますので、ぜひ教育委員会におかれましても、そのような子ども達の意見や地域住民のみなさんの意見を聞く場所をぜひ設けていただきたい、このことを重ねて要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（安原賢一）原沢香司さんの質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は、午後１時とします。

（休憩　　自午前１１時５０分　至午後１時００分）

○議長（安原賢一）再開します。

次に、福田弘明さんの質問を許可します。福田弘明さん、ご登壇願います。12番、福田さん

○12番（福田弘明）議長の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

本日の質問の内容は、まず１点目として、国からの度重なる行政指導にかかわらず情報漏洩が続くＬＩＮＥの町行政サービスでの利用は適切かについてお伺いいたします。

あらかじめ申し述べさせていただきますが、この質問に際しては問題の性質上多く事柄を引用させていただいておることをご理解、ご容赦いただくとともに、以前にもこの問題を取り上げたことがありますので、重複することがあるかもしれませんことをご容赦願います。

まず、ＬＩＮＥを巡って多くの問題が起きております。2012年頃からＬＩＮＥに連絡先を同期して友だち自動追加を許可しますと、端末の連絡先に保存されている本人以外の電話番号もＬＩＮＥに登録されてしまい、他人の個人情報が当人の了解を得ずに無断で第三者に渡ってしまい、一度同期されたデータは消すことができなくなるということが起きました。これは、今でも登録の方法を

選択によってはこの状態が続いているようでございます。

2014年７月、ＦＡＣＴＡ、総合情報誌ザ・ファクタオンラインなどで韓国の国家情報員、昔のＫＣＩＡが無料通話、メールアプリ、ＬＩＮＥを傍受していて、韓国政府のサイバーセキュリティー関係者が日本の内閣情報セキュリティーセンター、ＮＩＳＣとの協議の場であっさり認め、システムに直接侵入するのではなく、通信回線から直接データを収集、傍聴するワイヤータッピングは通信の秘密を守る法律がない韓国では違法ではないと韓国側が主張しているとの報道がありました。

続きまして、2015年、ＩＰＡ、独立行政法人情報処理推進機構は、ＬＩＮＥにトーク履歴や写真を外部から盗み出されたりＳＤメモリカード内のデータも丸見えになるなど致命的な複数のソフトウエアは脆弱性があることを通知しました。ＬＩＮＥ側は、複数の脆弱性を指摘されながら一部の脆弱性しか認めず、解決を図ろうとはしなかったため、ＩＰＡが何度も通知を行い、ＬＩＮＥ側がようやく認めたことをＦＡＣＴＡ、総合情報誌ザ・ファクタが報じております。

2021年３月、個人情報保護委員会は、ＬＩＮＥに対して個人情報管理サーバーに中国の委託先がアクセス可能であった問題に対して行政指導をしました。画像や動画ファイルを韓国のデータセンターに保管しながらも、中央省庁などに日本の利用者のデータは国内で保管してあるとの虚偽の説明をしていました。

2021年４月、総務省はＬＩＮＥの利用停止を発表、これを受けて当時の武田総務相は総務省でのＬＩＮＥを使った採用活動、意見募集や利用者への問合せ対応などの行政サービスの運用を停止すると述べ、関係省庁とも連携し、事実関係を把握して適切な処置を講じる考えを示しました。さらに、職員に対しＬＩＮＥをはじめとする外部サービスの利用に際し、業務上の情報を扱わないよう注意喚起を行いました。

そして、2023年８月30日、総務省は位置情報データの外部提供を巡り、開発実証した際に約410万件のＩＤの位置情報を韓国ネット大手ネイバーに提供し、提供した情報はネイバーが物理的にコピーできる状態で安全管理処置も不十分でありました。総務省は、十分な事前通知や利用者保護のためのガバナンス見直しを求め、改善状況を報告するよう要請しました。

2023年11月、同社のサーバーが第三者から攻撃され、ＬＩＮＥアプリの利用者情報など約44万件が流出した可能性があると発表しました。

今年に入り2024年３月、個人情報保護委員会は個人情報保護法に基づき、ＬＩＮＥヤフーを行政指導しました。

さらに、４月、総務省はＬＩＮＥヤフーに対し、通信の秘密の保護とサイバーセキュリティー対策が不十分として異例の２度目の行政指導を行いました。

以上のようにＬＩＮＥを巡っては多くの問題が生じてきております。そういった中で中之条町がこのＬＩＮＥを行政サービスとして利用することになった経緯についてお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、福田弘明議員のご質問にお答えをさせていただきます。

当町でＬＩＮＥをなぜ利用するようになったか、その経緯についてというお尋ねでありましたけれども、ＬＩＮＥやインスタグラムなどＳＮＳにつきましては、ＩＣＴ（情報通信技術）が社会に浸透する中、普及が進み国民の８割以上の方が何らかのＳＮＳを利用しております。ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）は、インターネット上で交流できる仕組みであり、他の人とつながり、情報を共有することができます。自治体においても行政情報の発信の手段などとしてＳＮＳを活用することで情報を幅広く届けることが可能となり、スマートフォンで行政情報を分かりやすく取得できるようにするなど、自治体の業務効率を向上させるとともに、住民などの利用者にとってもアクセスしやすい行政窓口としてほとんどの自治体においてＳＮＳが活用されております。中之条町におきましても、ＬＩＮＥを含めたＳＮＳを活用した行政サービスを提供しております。ＬＩＮＥは、国内最大のユーザー数であり、利用率は90％以上となっており、全世代で高い利用率となっております。使い慣れたアプリから町の窓口機能をスマートフォンで利用でき、利用者が使いやすいサービスにするために各種デジタル手続機能や行政情報を発信するデジタル窓口として中之条町の公式アカウントを取得し、令和４年10月より利用を開始しているところでございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）町長の全く言うとおりでございまして、便利でしかもユーザーの数も多いということは承知しております。日本では、現在9,600万人、本当に多くの方がＬＩＮＥを利用されているそうでございます。私は、利用していないのですが、利用していない人は本当にまれで、ここにいらっしゃる職員の方、議員の方も利用なされている方がいらっしゃるのではないかななんて推察されます。

ところで、ＬＩＮＥを利用しておりますこの行政サービスを現在何名程度が利用なされておるのか、それについてお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）福田議員のお尋ねの利用者としてどのような状況があるかということでありますけれども、中之条町を友だちとして登録している人数は増えてきておりまして、令和６年５月末現在で3,400人を超えている状況でございます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）やはり利便性のせいか結構多くの方が利用なされているということで、それはそれでやはり町長の言うとおり利便性があるのかななんて思っております。

ところで、最近の、先ほど述べました事故等踏まえまして、総務省からＬＩＮＥについて何らかの通達などが来ておりますでしょうか。そのへんについてお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）総務省からの通達はというお尋ねでありますけれども、福田議員ご承知のとおり

ＬＩＮＥに関する個人データの漏洩等が生じた事案を受けまして、総務省はＬＩＮＥヤフー社に対し行政指導を行い、個人情報保護委員会も個人情報の保護に関する法律の規定による勧告を行っております。その後、全国の地方公共団体へ令和６年４月19日付にて総務省より地方公共団体の業務におけるＬＩＮＥサービス等の利用状況調査の通達があり、利用状況について回答いたしております。ＬＩＮＥにつきましては、総務省より適切と考えられる利用方法をまとめた今後のＬＩＮＥサービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）が令和３年４月30日に公表されております。

もし補足の説明がありましたら、担当課長からさせます。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（湯本文雄）地域共創課の湯本文雄です。

補足の説明となりますが、町長の答弁のとおり総務省からのガイドラインが令和３年４月30日に公表されております。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）令和３年４月30日付のこの内閣官房、個人情報保護委員会、金融庁、総務省からのガイドラインについて、私も承知しております。

それでは、その後に起きた事案等を含めた新たな通達というのは今のところ来ていないということのようでございます。そう理解させていただきます。

このＬＩＮＥ公式アカウントの中には、地方公共団体プランというのがございます。中之条においてもこの地方公共団体プランを利用されているのかどうか伺うとともに、もし利用されているのであれば、その内容についてお尋ねをいたします。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（湯本文雄）ただいまの質問にお答えいたします。

公式アカウントにつきましては、自治体は無料となっております。また、月額の固定費なども全て無料となっております。無料メッセージ数の上限はございません。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）ちょっと聞きそびれたのですが、この地方公共団体プランに加入なされているということですか。これを利用されているということでよろしいのでしょうか。

続いて、このＬＩＮＥについてどのように認識をされているのかお伺いいたします。先ほど町長が国民の多くの方が利用されていると、非常に利便性もある、全くそのとおりでございまして、ただやはりいろんな事案を起こしているということで、さらに深くお尋ねしたいと思っております。

まず、ＬＩＮＥの規約に関することについてお伺いいたします。ＬＩＮＥヤフーのプライバシーポリシーの中で３のｂ、サービス利用に関するパーソナルデータの具体例として、「当社は、お客

様が当社サービスを利用した際のアクティビティに関する情報やご利用の端末やその使用方法に関する情報などを取得します。」と、「これらのパーソナルデータには以下のようなものが含まれます。サービス利用状況、位置情報、アプリ、ブラウザおよび端末などに関する情報」、また３のｂのｉ、サービス利用状況のところにおきましては、「当社は、お客様が当社サービスをいつ、どのように利用したかを自動的に取得します。取得する情報には、当社が提供する各サービスをお客様が利用した日時、各サービスでの滞在時間、サービス内での検索とその結果、購入したサービス、閲覧・タップ・クリックしたコンテンツや広告など、各種サービスや機能の利用状況が含まれます。」と。「ＬＩＮＥを利用する際、お客様が投稿したコンテンツや、メッセージのテキスト、画像、動画、音声などは、当社のサーバーを経由して送信されます。この際、コンテンツの投稿相手、データ形式、投稿日時など、お客様が相手との間で、どのように交流しているかについての外形的な情報もサーバーに記録されます。その他、お客様がサービス上でタップ・クリックしたＵＲＬ情報もサーバー上に記録されます。」と。

３のｂのｉｉ、位置情報については、全般は省略させていただきますが、「当社は、お客様が位置情報の送信を許可されていない場合でも」、いいですか、許可をしていない場合でも「ＩＰアドレスなどの情報を利用して、お客様のおおよその位置を推定することがあります。」と明記されております。

３のｃのｉｉｉで他のお客様がアップロードするパーソナルデータ、「お客様が当社サービスを利用する際に、当該お客様以外の第三者が映り込む写真などのパーソナルデータを含む情報をアップロードし、その情報を当社が取得する場合があります。」と。

それと、５番として、パーソナルデータの提供として「当社は、お客様から同意を得た場合または適用法で認められる場合を除き、パーソナルデータを第三者に提供、公開または共有することはありません。」とはありますが、ただしとありまして、５のａからｆまでいろいろ書いてあるのですが、このような場合にはパーソナルデータを第三者に提供することがありますと。「提供先には、お客様のお住まいの国または地域以外の国または地域にある委託先、グループ会社などの第三者を含みます」とあります。

一言で言うと、かなり個人情報を取得していると。私は、この規約を読みますとあるなと思いました。

ここで、個人情報保護法についてちょっと触れさせていただきたいと思います。個人情報保護法というのは、正式名称は個人情報の保護に関する法律というのですが、平成17年４月に全面施行されました。個人情報保護法において、個人情報とは、生存する個人に関する情報で氏名、生年月日、住所、顔写真などにより特定の個人を識別できる情報を言うとあります。これには、他の情報と容易に照合することができて、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含まれますと。具体的に住所、氏名、年齢だけでなくて、それが推測されるような情報も含めて個人情

報として個人情報保護の対象でありますよということを言っております。

また、メールアドレスについてもユーザー名やドメイン名から特定の個人を識別することができる場合はそれ自体が単体で個人情報に該当すると書かれております。

このほか番号、記号、符号などでその情報単体から特定の個人を識別できる情報で政令、規則で定められたものを個人識別符号といい、個人識別符号が含まれる情報も個人情報となるとあります。

こういった個人情報に対する対象の情報というのが、この先ほども町長述べました令和３年４月30日付のガイドライン、政府機関・地方公共団体等における業務でのＬＩＮＥ利用状況調査を踏まえた今後のＬＩＮＥサービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）のこれの中にあります共通（大前提）というところに各政府機関・地方公共団体等のセキュリティーポリシーへの合致という項目のところに「行政の取り扱う個人情報を」、ここはちょっと略させていただきますが、行政の取り扱う個人情報については、このＬＩＮＥですね、「当該サービスで講じられているセキュリティー対策やデータの取扱いなどについて行政特有の扱いを求めることができない。このため、要機密情報の取扱いや管理等に関して各行政主体のポリシーに沿ったセキュリティー要件を通常担保できない」と書かれております。つまり、ＬＩＮＥにはこの個人情報を守る、行政と同じようなセキュリティーポリシーがないということがここに書かれているのです。

こういった中で、しかも中之条町の公式ＬＩＮＥアカウント運用ポリシーというのがありまして、（８）において「町は、利用者より投稿された情報をサービスの精度向上及び品質改善のため、運営会社に提供して共有し、使用します。」ってあるのです。個人情報を行政と同じにセキュリティーを担保できないところにあげてしまっていいのですか。このへんは、個人情報保護法の行政としての、先ほどもガイドラインの中にありましたが、相手方がこの行政と同じ情報保護を求めることができないという中でこれを町が提供するということはいかがなものなのでしょうか。このへんについて町長、どうお考えでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）私のほうからＬＩＮＥについてのまず認識をお話をさせていただいて、補足等については関係課長のほうから答弁をさせます。

ＬＩＮＥにつきましては、今や、先ほどおっしゃいましたようにコミュニケーションのメインツールとして多くの方が利用している国民的アプリでありますが、行政指導があったようにＬＩＮＥヤフー社のセキュリティーガバナンス体制において適切でない部分があった、これは認識をいたしております。過日の日韓会談でも話題となっておりましたけれども、今後ＬＩＮＥヤフー社の適切な見直しが進むことを期待しております。

中之条町のＬＩＮＥ公式アカウントについては、今後のＬＩＮＥサービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）を踏まえ、適切に運用してまいりたいと考えております。このガイドラインにお

きましては、機密性を有する情報や住民等の個人情報を取り扱わない場合においては、公表、公開することを前提とする情報及び第三者が知り得ても問題のない情報などのみをＬＩＮＥサービス上で取り扱うことが明確な場合については、各行政主体におけるＬＩＮＥサービスの利用は許容されるものと考えられるとされております。これは、公開情報を掲載、発信する広報業務や住民などの問合せで公開しているＱ＆Ａを基に自動応答する業務が該当をいたします。一方でガイドラインには、機密性を有する情報や住民等の個人情報を取り扱う行政サービスの場合は、ＬＩＮＥヤフー社とは別の委託先に適切にセキュリティーが確保されたシステムを構築されることとし、相談業務等のコンタクトポイントの一つとしてＬＩＮＥサービスを利用する場合は、機密性を要する情報等がＬＩＮＥヤフー社側に残らず、これらの情報は委託先等のデータベースに直接格納・保管されるシステム構成とすることとされており、コンタクトポイントとはサービスにつながる場所となります。

中之条町のＬＩＮＥ公式アカウントにおきましても、このガイドラインに基づき、情報の発信は公表、公開することを前提とする情報や第三者が知り得ても問題のない情報などのみとしております。

また、申請など住民等の個人情報を取り扱う行政サービスの場合は、コンタクトポイントの一つとしてＬＩＮＥを利用しておりますので、情報はＬＩＮＥヤフー社側に残らず、これらの情報は別に契約している委託先等のデータベースに直接格納、保管されるシステム構成となっております。したがいまして、中之条町のＬＩＮＥ公式アカウントのメニュー画面は、ＬＩＮＥ上で表示されますが、他のインターネットサイトやサービスの入り口となっている構成となっております。

ＬＩＮＥだけではございませんが、ほかのＳＮＳやクラウドサービスなどを活用する際には、セキュリティーポリシーなどに沿ってセキュリティー対策の適切な実用に努めて活用してまいります。

補足は、課長のほうからさせます。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（湯本文雄）町長の答弁にありましたとおり、個人情報を伴うものにつきましては、委託先のデータベースに直接格納、保管されるシステム構成となっております。ＬＩＮＥには、個人情報として保存されないシステム構成となっております。総務省のガイドラインに基づいて行っております。

また、申請に伴う個人情報は、今申し上げましたとおり委託先のデータベースに直接格納、保管され、その後の対話につきましてもデータベースとユーザーのやり取りでスマートフォンの画面上はＬＩＮＥを経由しますが、個人情報と関連付けられないシステム構成となっております。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）そういう形で町民の方の個人情報が守れるのであればよろしいのですが、先ほどもお話をしましたが、ＬＩＮＥ側に向けて情報を改善のために送るという部分はどんな内容を送るのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（湯本文雄）申し訳ありません。質問がちょっと分からなかったので、もう一度よろしいですか。すみません。

○12番（福田弘明）それでは、中之条町の先ほど言ったＬＩＮＥの利用についての規約の中に改善のために情報を提供するという部分がございませんか、括弧で言うと６の（８）、町は、利用者より投稿された情報をサービスの精度向上及び品質改善のため、運営会社に提供して共有し、使用しますとございます。その部分です。こうしますと、ほとんど全ての情報が行っているのではないかと思われるのですが、何がどうなっているのでしょう。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（湯本文雄）運営会社という単語につきましては、ＬＩＮＥという捉え方と委託先という捉え方があると思います。この「運営会社に提供して」という部分が委託先の業者と捉えれば問題はないかと考えております。もしこの部分が問題あるようでしたら、また見直し等考えたいと思います。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）このへんは、ちょっと重要なところなので、はっきりと精査していただきたいと思っております。何しろ町は、利用者より投稿された情報をサービスの精度向上及び改善のために運営会社に提供して共有し、使用しますなんてあるので、普通は行政サイドから見ると、情報を扱っている行政サイドからすると少しはてなと思う部分があるのではないかと私思いますので、このへんはしっかりと精査していただきたいと思います。

それと、これＬＩＮＥ公式アカウントの追加規約（官公庁・地方自治体向け）の規約の第３条（追加条件）１に矛盾している内容ではないかと思うのですが、どうなのでしょう。このＬＩＮＥ公式アカウント追加契約（官公庁・地方自治体向け）の中の第３条追加条件の中の１で「一切のコンテンツを保存および閲覧しないものとします」って、ちょっと長いので、略しますが、あるのですけれども、このへんとちょっと矛盾しているのではないですか。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（湯本文雄）ユーザーへの個人情報の伴わない送信につきましては、ＬＩＮＥ上で公開しているものですので、問題はないと思います。

また、個人情報を伴った申請等に伴う送信につきましては、委託先のデータベースからユーザーとのやり取りとなっておりますので、それについても総務省のガイドラインに基づいておりますの

で、そのように運用しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）先ほど述べましたこの地方公共団体プランに加入してやっているのだとしますと、ちょっと今の説明では納得し切れない部分があるのですが、追加の回答ございますか。あればお願いします。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（湯本文雄）自治体プランであっても一部除外されるケースがありますので、その部分が規定されております。ただ、全ての情報を提供されると読み取れるため、実情と沿っていないと思われる箇所もありますので、見直しを検討いたします。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）すみません。最後の文言は聞き取れなかったのですが、見直しをするということですか。精査見直しですか。

○地域共創課長（湯本文雄）見直しにつきましては、検討いたします。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）それと、この中之条町の、先ほど述べました規約の中にサービスの内容の中で（９）番として、ちょっと省略させていただきますが、町が必要と認める情報の配信をとあるのです。略さないで言いますと、（９）として、「前号に掲げるもののほか、町が必要と認める情報の配信」とあります。これについては、何をお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（湯本文雄）配信する内容が（１）から（８）まで示されております。（９）につきましては、１から８に該当しないケースで町民に広く配信する必要があるものを考えております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）ですので、何をお考えなのかなというのをお伺いしているのですが。具体的に今の段階ではないということなのでしょうか。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（湯本文雄）今の段階では、具体的にはございません。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）このＬＩＮＥは、自治体のＤＸ推進をお手伝いさせていただくためにＬＩＮＥスマートシティ推進パートナープログラムというのを2020年７月につくりまして、今年の2024年６月１日時点で参加数512、自治体で参加率が28.6％、人口カバー率63.6％、参加自治体として群馬県の場合は前橋、高崎、伊勢崎、渋川市、富岡市、安中市、それと甘楽町、下仁田町、嬬恋村、大泉町、それと県、６市４町と県がこれに入っているのですが、このことをお考えなのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（湯本文雄）今の段階では、キャッシュレス決済とかの検討は、予定してありません。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）実は、この中に非常にサービスの中に、今のところ考えていないということなのですが、既に今述べたＬＩＮＥスマートシティ推進パートナープログラムに入って先進的に取り組んでいる自治体の中で、実は2017年にこのＬＩＮＥと内閣府がマイナポータルと連携する協定が締結されているらしいのです。ＬＩＮＥでは、ＬＩＮＥＰａｙ、公的個人認証サービスという形でＬＩＮＥ上でマイナンバーカードを用いた本人確認が可能となりまして、それによって自治体はＬＩＮＥ公式アカウントで様々な行政手続を提供することができるとして、例えば実際にやっているところでは住民票の写しや納税証明書の申請などが行われているようでございます。ただ、これはマイナンバーとのひも付けられておりまして、まさに究極の個人情報に当たるかと私思いまして、これはちょっといろんな事案を起こしているＬＩＮＥがこういった、ＬＩＮＥＰａｙでひも付けてしまいますともうクレジットカードとかいろんなもろもろの情報と全部ひも付いてしまいます。こういった情報とマイナンバーがひも付けされてしまうというのは、非常に危惧を覚えるのですが、現状では考えていないということなので、いいのですが、これをもしこういったことを考えるという時には、その時はまた質問させてもらいますが、非常に厳重な検討をいただいた後にぜひ、取り組む姿勢として慎重な姿勢で取り組んでいただきたいと思っております。そのへんについて町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）こういったＳＮＳ等いろいろ問題が生じているというのは、ＬＩＮＥばかりではなくていろいろあると思うのですけれども、公の立場である行政としてみれば、福田議員おっしゃるようにやはり慎重にそういった国等のガイドライン等を踏まえた中で適切に対応してまいりたいと、このように考えております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）まさに町長の言うとおりで、ほかの所でもこういったことが起きております。朝鮮日報の電子版には、韓国政府がＮＴＴが個人情報流出したのにこんなことをＬＩＮＥでこうに突っ込むのは差別だなどというのが朝鮮日報の電子版には載っておりました。だからこそ個人情報が漏れないようにするためには、非常に慎重な対応が必要かなと思っております。

　これちょっとさらに気になることが、町の規約の中にあるのですが、中之条町のこのＬＩＮＥのアカウント運用ポリシーの中の免責事項というのがあるのです。免責事項、「町は、本アカウントの掲載情報の正確性には万全を期しますが、本アカウントの掲載情報の正確性、安全性、信頼性および有効性等を完全に保障するものではありません」。（２）、町は、利用者及び第三者により投稿された情報について、一切の責任を負いません。（３）、町は、利用者が本アカウントの掲載情

報を利用又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いませんと書いております。まるで駐車場の中で起きた事故は、責任を負いませんよというような内容が書いてあるのですが、少なくともこれは中之条町の行政のプラットフォームの中で行われていることなので、責任は取りたくないということは分かるのですが、ちょっと無責任極まりない条項ではないのかななんて思うのですが、この（２）、（３）の条文についてどのように思われますか。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（湯本文雄）町は、情報の配信に責任を持って行っていきます。しかし、過去の記事などが個人に流用されて、誤った情報としてほかのアカウントから発信されるケースもございますので、注意喚起として記載しておりますが、運用にあっては適切に対応したいと思っております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）注意喚起というところで、こういった記述をしていただければよろしいのではないかななんて思っております。

さっき冒頭のほうで課長さんがお話になられました、これ全部無料、ただなのです。このＬＩＮＥにみなさんが飛びついた理由の中の一つにＬＩＮＥで電話ができるという無料通話ですか、これがあったということが非常に私はポイントだったのかななんて思っております。こういった、町長、昔からただほど高いものはないだとか、ただほど怖いものはないとかという戒めのことわざがございます。

このＬＩＮＥについては、そんな危惧をされるのですが、特にアメリカなんかにおいてもＴｉｋＴｏｋについては、これ中国のほうでできているアプリなのですけれども、来年１月までに資本、アメリカのほうに買い取らなければ中止という話もありますし、また中国は中国でＧｏｏｇｌｅとかＹｏｕＴｕｂｅだとかそういうの一切の御法度なのです。あと、ロシアについてもロシアはやはりロシアもかなりＳＮＳに規制かけておりまして、それぞれの国は今情報安全保障について非常に神経をとがらせる時代になってきているように私思います。私に言わせると、日本が今まで遅れてきたのではないかなと。

第２次大戦で、町長の世代なら知っているかもしれませんが、山本五十六大将がアメリカのＰ３８にまちぶせ攻撃で撃墜されたというような話、これも暗号が全てもれていたというようなことでございますし、また去年のワシントン・ポストでしたっけ、８月25日付でしたか。ちょっとこのへん定かではないのですが、たしか日本の防衛省にある重要なコンピューターに中国からハッカーが侵入しているというのを情報担当補佐官とこのそちらの情報に携わっている方がわざわざ日本に来て政府に申入れをしていたのが向こうの新聞では報道されているようでございます。

こういったように、昔読んだ本に「日本人は水と空気と安全はタダだと思っている」とか何とかというフレーズのある本を読んだことがあるのですが、私はこれからの時代ますますコンピュータ

ーが性能が上がってきて、ＬＩＮＥというのは全世界で見るとそんなに大きなあれでなくて、非常にマイナー、全部で４億人ぐらいとかいう話で、日本と台湾とタイでしたか、そのくらいでしか使われていないということなので、このへんの情報はそれほど莫大な費用をかけなくてもサーバーとして保管できると思われますので、やる気になればどこかの国が日本人の全ての9,600万人の情報を抜き取るということも考えられるのではないかなと私は思います。そんな危惧の中から本日このＬＩＮＥについて中之条町の取組について心配ございましたので、お伺いした次第でございます。

町長もこういったＬＩＮＥについては、過去に起きた事案だとか非常に重要な個人情報という部分も含まれる情報を扱うこと、また行政がやるということなので、慎重に対応していただけるというような答弁いただきましたので、今後とも慎重に対応していただければと思っております。町民の中で3,000何がしかの方が利用しているということなので、確かに利便性はあると思います。

そういった中でこのＬＩＮＥに変わる媒体については、何か検討なされているのか、それについてお伺いしたいのですが。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）福田議員からいろいろご心配をいただきました。やはり昔と違いまして、先ほど起こった世界の情報はすぐに今キャッチできるというふうな、本当に情報の中で生きる我々の時代なのかなと、こんなふうに思っております。昔は、電話もなければそういう情報がなかなか情報として取れなかった。しかしながら、これからはもう全ての問題が全て情報に、この議場でお話をしているやつもＹｏｕＴｕｂｅで全世界に配信されるという、情報の中で生きていくという、我々は生きていかなければならない。そういうこともありますので、ただ福田議員おっしゃるように情報の中で生きる我々にとってやっぱり落とし穴とかいろいろな面があるので、そこはもう慎重にこれから対応していかなければならないというふうに考えております。

ほかに変わる媒体を考えるべきではないかということでありますけれども、ガイドラインに基づきまして適切な利用を行ってまいりますので、現時点では町のＬＩＮＥアカウントを停止することは考えておりませんけれども、行政指導の今後の動向も踏まえて状況により適切に対応してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）そんな中で、前の一般質問でもちょっと触れさせていただいたのですが、実は国産のメッセージアプリ、プラスメッセージというのがあるという、一般質問の中で以前触れさせていただいたかと思うのですが、これはＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ、ソフトバンクと、楽天は残念ながら入っていないのですが、これが現在利用者が4,000万人を超えたって今年の２月６日、Ｉｍｐｒｅｓｓ　Ｗａｔｃｈという業界の情報のところで紹介されておりました。4,000万人がこれを利用し始めたということなのですが、これは無料電話部分を除いてはほぼＬＩＮＥと同じ機能があるということなので、あの時は郵便料金を節約するためにもこういった新しい仕組みを取り入れたらど

うかということで提案させていただいたのですが、これなんかも少し検討していただければと思うのですが、どうでしょう。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）いずれにいたしましても、内部のほうで研究をさせていただいて、いろいろなことがあると思いますので、情報をちょっと収集しながら研究をしていきたいと、このように思っています。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）ぜひよろしく検討をいただきたいと思います。

以上でＬＩＮＥについての質問は終わらせていただいて、次の不登校児の健康診断に移りたいと思うのですが、残り時間10分しかないので、大変申し訳ないのですが、この残余の質問については後に、次回にということで、持ち時間があまりないので、いいあれができないので、残余の質問については後日ということでさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。よろしいですか。

議長、そういう形で了解もいただいたようなので、本日の一般質問は以上とさせていただきます。

○議長（安原賢一）福田弘明さんの質問が終わりました。

次に、佐藤力也さんの質問を許可します。佐藤力也さん、ご登壇願います。６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）みなさん、こんにちは。本日は、一般質問ということで、私が最後の１人となりました。お昼を食べた後のみなさん今ちょうど眠い時かと思いますが、つまらない質問だったら寝てもらって構わないかなと思っております。よろしくお願いいたします。

さて、中之条町議会議員となりまして、私も２期２年目になりました。四万温泉の佐藤力也でございます。議長の許可をいただきましたので、令和６年６月定例会議一般質問を通告のとおり行いたいと思います。本日の質問は、大項目で３つ、１つ目が今後の町づくりについて、２つ目が中之条ビエンナーレについて、３つ目がまちなか商店街の活性化についてです。

ではまず初めに、１番の今後の町づくりについて質問を行いたいと思います。この今後の町づくりについてというタイトルについては、令和４年12月の定例会において、この時初めて外丸町長に町づくりについて質問をさせていただきました。その時から数回このタイトルで質問をし続け、またその都度これからの中之条町において重要なのは、観光と農業、そして一番力を入れるべきは観光だと訴えてまいりました。ここで、勘違いされると困るので、初めに申し上げておきますが、一番大切な産業は農業だと思っております。理由は、人が生きていくために絶対に必要なもの、酸素と水と食料だからです。間違いないです。ですので、今回観光と言っているのは、行き着くところの財政の健全化、中之条町にとって一番最適な産業は観光業だと言いたいということです。様々な産業、仕事があって、その一つとして欠けてはならないもの、大切なものだと私は考えております。生きていく上でなくてはならないもの、これから先も守っていかなければならないもの、それは農業。そして、中之条町においてこれからその農業をはじめとする様々な産業を活かし、町民の暮ら

しを豊かにするのは、温泉と自然を生かした観光業だと考えます。安心安全な町づくり、町長をはじめ優秀な町職員の皆様が知恵を絞り、誰一人取り残さない、一人でも多くの人が幸せを感じることができる町づくりの一助となるようにこれからも町民の皆様の声をしっかりと町に届ける努力と勉強を重ね、議員として職務を全うしていこうと思います。そこを押さえて、最初の質問に入ります。

去る５月14日、バイテック文化ホールにおきまして、群馬県が主催する未来構想フォーラムNext Stageが開催されました。この取組は、前回2022年に続き、今回で２回目となります。当日ホールは、事前予約で満席の状況、さらにライブ配信もあるということで、２万人以上が視聴されているとのことでした。このフォーラムには、ここにいらっしゃる議員のみなさん、そして傍聴されているみなさんももしかしたら行っていたかもしれません。そして、町当局におかれましても数多くの方が参加されたように記憶しております。

まず、このフォーラムですけれども、参加されていない方もいらっしゃると思いますので、内容の説明を少ししたいと思います。まず、このフォーラムは３部構成となっておりまして、前回同様、まず初めに知事による群馬県の未来構想や今後の取組の提案、そして２つ目として知事と各町村長によるディスカッション、最後に参加者と知事との意見交換、質疑応答という内容でした。

今回の知事と各町村長によるディスカッションのテーマは、「持続可能な地域づくりのための地域資源を活かした「攻め」の誘客促進について」ということでした。吾妻郡内６町村の首長さんが各自治体の取組、町づくりについてお話をされました。そのトップバッターとして外丸町長が中之条町の取組について発表されました。そこで、町長は地域資源として中之条町では「花と湯の町なかのじょう」をスローガンに観光による誘客に力を入れているとした上で、花では中之条ガーデンズや花楽の里、そしてお湯では四万、沢渡、六合温泉郷の温泉、また道の駅　霊山たけやま、野反湖、芳ヶ平、チャツボミゴケ公園など国立公園の自然のほか旧太子駅、六合の赤岩重伝建による誘客への取組を紹介されておりました。

さて、この時代、今から約10年後、20年後、近未来に中之条町の人口が１万人を割ると先ほど町長もおっしゃられている中で10年、20年先といった中長期、いわゆる言い換えれば近未来を見据えた産業振興という観点での町づくりにおいて、外丸町長はどのような考えをお持ちなのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

中之条町、今佐藤議員がおっしゃいましたように生きていくためには食べなくちゃならないから農業は大切だ、観光的なものも大切だというお話をいただきましたけれども、私は中之条町には農業ももちろん大切ですし、商業ももちろん大切、もちろん物作りの工業も大切です。そこに携わる今度は、観光業、これも大切だと思っております。それぞれの町にやはり特徴があるのだと思うの

です。草津は、もう観光で町をつくっている。中之条町は、いろいろな産業があり、いろいろな産業でなりわいをしている方がいらっしゃる。そして、魅力もやはり中之条町にはあるのだと思うのです。ですので、先ほどお話あった５月14日の群馬県のフォーラムにあたりまして、私も出席をさせていただきましてけれども、そのフォーラムのところのテーマが自然遺産、それから産業遺産を含めた誘客についてというテーマに絞られていたものですから、やはりそこのところをしっかりとＰＲさせていただいたということであります。

20年先にはという話もよく私させていただくのですけれども、やはりこれは先ほどの原沢議員のときにも説明をさせていただきましたが、人口が減っていくということを、ではウルトラＣで止めようというわけにはいかないと思いますので、人口が減っていってもやはりこの中之条町でしっかりと暮らしていくのだ、暮らしていきたいのだというような町づくりを今手をつけていかないと、これから10年、20年あっという間に来た時にそれではどうしようかというのでは困るので、今手をつけようではないか、今考えようではないかということで、私は今回町づくりに対しての説明を佐藤議員に、町長に就任させていただいて以来ずっと議論させていただいたところであります。

それに基づきまして、本日のご質問にお答えをさせていただきます。吾妻郡、20年後は少子高齢化、人口減少、さらに進むということはもうどの町村も同じであります。しかしながら、吾妻郡には吾妻郡、中之条町には中之条町、それぞれ各町村には多くの魅力があるのだと思うのです。それがなかなかＰＲ発信できない、それはやっぱり私達もちょっと残念だなと思っているところであります。ですので、これからもやはりそういったものについてのＰＲというものを県とも相談をさせていただきながらしていきたいということで、先日の群馬県の未来構想フォーラムで中之条町のＰＲをさせていただきました。各町村長も先ほど申し上げましたように、それぞれの町のそれぞれのＰＲをしながら、それぞれの特徴のある町づくり、これに力を入れているのだと思うのです。これからのビジョンについて、重要であるということについては、産業振興、これはもうどの産業も大切でありますけれども、中之条町にはこの間の群馬県の未来構想フォーラムの観光に誘客に絞った話でいきますと、野反湖、あるいは芳ヶ平湿地群という自然を有したすばらしい遺産を持っております。また、四万温泉、沢渡温泉、六合温泉郷、これはもう中之条町の温泉は本当に天の恵み、こういうふうに考えております。これを大切に売り出していかなければならない。こういったことを軸とした観光業、それに農業を加えて観光的なところへ、今農業だけではなかなか大変な時代でありますので、観光とタイアップした、そういった観光農業を進めていくのも大切だと、このように考えております。

その中で六合の花などは、もう最近本当に市場でみなさん方から人気があります。こういった特産品、これを需要、供給を拡大させていただいて、豊富な森林資源、これなどもやはり利用させていただくということから木材活用センター、今回は北区の森というような事業にも力を入れて、都会からのみなさん方にもおいでいただいて、中之条町の魅力を発信していこうという事業を考えて

おるところでありますし、そういったことから考えますと、やはりいろいろな産業がそれぞれ特色あるものを持っていますので、それをしっかり中之条町の魅力発信をしていきたいと、このように考えております。いずれにいたしましても、中之条町で暮らしたい、そして暮らし続けたい、そんな町づくり、そして中之条町においでいただく方が中之条町はいいところだねと言って移住先に選んでいただけるような、そういった町づくり、これを心がけていきたい。それには、町と、それから町民のみなさんと、私が申し上げています「共創のまちづくり」、これを原点に考えていかなければいけないのではないかと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）町長の今後の町づくりについてお話をいただきました。その中で観光、そして他の産業という部分、どれも大切な産業だというお話をいただいたわけですけれども、観光が一番というわけではない。もちろんそうなのです。観光がやはり他の産業を引き立たせる、つなぐという役割をすごくできる産業なのかなと私は思っております。特に１次産業、農業、そして先ほど町長が言いました木材活用センター、そういった林業におきましても観光と絡めることによって活きてくるということになっていくのかなと考えております。一番大事なのは、人の力でどうなることでもなく、やっぱり温泉もそうですし、自然というところも同じですけれども、そういったところを大事に守っていくということがこれから大事になっていくのかなと思います。そして、その恩恵を受けて、例えば山から出てくるのはやっぱり流出する温泉もそうですけれども、水ももちろん田畑を耕しますし、そういったところで自然を大事にすることということは、これから大事になってくるのかなと考えております。

そうしましたら、次の質問に入ります。観光振興に向けた今後の戦略についてというところで、令和６年度当初予算のほうで四万温泉の新たな魅力創出のための観光スポットというところ、草津の湯畑、伊香保の石段、四万は何かというところの調査を行うための委託料200万円でしたっけ、計上されておりましたけれども、その際質問した時にはまだ議決されていなかったので、どういった業者に委託をしてどういった内容の調査を進めていくのかといった具体的な内容はお聞かせいただけなかったのですけれども、もし議決が終わりまして今の段階で町長としてのお考え等がございましたお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）観光に向けた戦略ということでありますけれども、議員おっしゃるように観光非常に重要な産業の大きな柱の一つであります。令和６年度当初予算の提案理由でも説明させていただきました。群馬県や町観光協会等の関係機関との連携を図り、本町の魅力発信に努め、さらなる観光誘客を目指すとともに、既存の観光スポットのさらなるブラッシュアップに努めてまいりたい。中之条町ガーデンズにつきましては、より観光振興を目指していきたいということから、今年度より観光商工課を所管とする組織編成とさせていただきました。また、六合地区の山の上庭園に

つきましても名称変更を行い、中之条町花楽の里とし、ドライフラワー事業を核とした観光客の誘致を図り、六合地区における観光と農業、この振興を戦略的に展開してまいりたいと考えております。

先ほどお尋ねの四万の魅力発信ということでありまして、先ほどお話ありましたように草津では湯畑に続いて温泉門が先ほど完成されて随分誘客に力を発揮している。370万人ぐらいのお客さんがおいでになっているということでありますし、伊香保も石段がございます。そういったことから私も考えていたのが、新規観光スポットということで、やっぱり四万は清流ということですので、四万の清流をイメージした整備ができないものかと思っております。現在具体的にお話をできる段階ではございませんけれども、こんなことを中心にいろんな方々のご意見を承って、コンサルとか委託先に出すものがいいのか、もう少しそういった意見を地元の意見、あるいは観光関係の意見を集約した中で煮詰めていったほうがいいのかなというふうに考えておりますけれども、その調査費用を200万円計上させていただきましたが、いずれにいたしましても四万も昔は45万人ぐらいおいでになったという話でありますし、昨年度31万人ということですので、ぜひ四万の魅力は自然の中でゆっくりと国民保養温泉第１号でありますから、そういったところの魅力をさらに発揮できるような、そして四万は何と言っても清流ということがうたわれておりますので、そういうところを考えてこれからの観光誘客につながるような事業ができればというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）ご答弁ありがとうございます。

この四万温泉の新名所、観光スポットという点なのですけれども、大きなタイトルでといいますか、事業に発展する可能性ももちろんあるということだと思います。それだけに慎重に事を運ばなくてはいけないという部分、町長の答弁からも伝わってまいりました。もちろんそのとおりだと思います。ただ、目の付け所といいますか、四万温泉でもやはり温泉協会のメンバー、地域づくり委員会等ございますけれども、そういった中でやはり四万は川だよね、清流だよねという話は出てきておりますので、どうやってそこをやっていくかというところ、やはり自然の中の川というのはさすがに台風が来れば氾濫しますしというところで難しい部分ももちろんあるので、動きがあるものですから、止まっていないので、そういったところもこれからの課題なのかもしれないなと思っています。そういったところで、どういった形でやっていくのがいいのか、そのための調査費用ということでもしやっていただけるのならばとてもいいかなと思っていますので、進めていただければいいかなと思います。よろしくお願いいたします。

そして、次に観光振興に向けた今後の戦略というところで、中之条ガーデンズ、もちろん観光拠点として町長もこれから力を入れていくということはもう一番最初の令和４年の12月の一般質問の私の質問の答弁というところでおっしゃっておりました。そして、今回花楽の里というところで、

名称を変更して力を入れていくのだというところ、おっしゃっておりました。同僚議員からの名前変更での質問の時の答弁を聞いておりましても、六合の花を１億6,000万まで売り上げる、そういう拠点として仕上げてきましたと。ドライフラワーに力を入れる方々、こういった方々とあそこをそういった攻めの拠点ということでやっていくのだということで、熱のこもった答弁をしていたような記憶がございます。そういったところでこれから中之条ガーデンズや花楽の里は、役割として観光としての役割という部分でどのように考えていらっしゃるのか。また、花楽の里についてはドライフラワーを中心にやっていかれるのかなというところもございますが、観光でのドライフラワーという部分で考えていらっしゃるのか、または産業という部分も含めてやっていこうと考えていらっしゃるのか、そういったところもし分かればご答弁いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ガーデンズと花楽の里の役割ということでありますけれども、しばしば議会の中でも答弁をさせていただいておりますけれども、名称変更の時にも随分お尋ねいただきました。先ほど答弁もさせていただきましたけれども、両施設とも観光振興の拠点であるということはもう間違いないと思います。中之条ガーデンズは、中之条地区の観光のハブ、中核としての役割を担保できるように観光業の皆様と連携を図ってまいりますし、花楽の里、これについて私の前の前の町長さんのときに花桃街道を整備していただきました。そういったものを大切にしながら六合地区の重要な幹線道に面しておりますので、やはりドライフラワー事業を推進していく中で観光振興の役割を担ってまいりたいと、このように考えております。いずれにいたしましても、たくさんの観光資源を持つ中之条町の代表的な拠点施設でございますので、他の施設も含めて中之条町への誘客を目指して観光振興に努めてまいりたいと思います。

　加えて説明をさせていただきますと、ガーデンズでありますけれども、これについてはグランドオープンして４年目となります。先日ご案内をさせていただきましたブルガリアフェア、これについては伊能前町長の時に大使と植樹をさせていただいた、このご縁から昨年ブルガリアフェアを開催をさせていただきました。本年もダマスクローズという代表的なバラを植樹をしながらブルガリアフェアをさせていただきました。ブルガリア大使も非常に国花がバラということでありますので、しかもそこに併せてブルガリアもヨーロッパでは温泉を大事にしている国ということであります。ちょうどそれが中之条の花と湯のまちづくり、このテーマに合致しているのではないかということもありまして、今後もブルガリアとの関係についてはせっかく３年かけてここまで育ててきたものですから、しっかりと今後の中之条ガーデンズ、花と湯の町の花の部分でのやはり役割はブルガリアとの連携をしっかり努めていき、ブルガリアの大使もそれなりに中之条町の評価もしていただいておりますし、協力できることはしますよというお話をいただいておりますので、ブルガリアを中之条ガーデンズの位置づけとすれば、これは中之条ガーデンズの中にブルガリアフェアもある

のだ、バラがいいのだだけでなくして、スパイラルガーデンもあり、宿根草の７つの庭園もあるというものをＰＲをやはり不足しているのだということは、前々からご説明をさせていただきました。しかしながら、おかげさまで入場者数も徐々にはコロナ禍の前に戻ってくるという状況であります。

花楽の里、これについてもやはりドライフラワーばかりでなくて、あそこはナチュラルガーデンを売りにしております。今回の看板のところにも花楽の里の看板の下には、ドライフラワーとナチュラルガーデンのそういった看板の中に書いてあると思うのです。ですので、あそこはドライフラワーを売るばかりでなく、あそこで体験をしていただく。そして、ドライフラワーを使った観光を基地にしたい。それとあわせて、昨年度は１億7,000万の六合の花の売り上げがございました。これにあわせて、ドライフラワーを加えることによってやはり六合の花のブラッシュアップというのですか、付加価値を高めていこう。おかげさまでドライフラワー、あちこち私も東京に上京した時に幾件かはドライフラワーを持って、中之条の花楽の里のドライフラワーはこういうのですよと、どうでしょうかというお話をしていたいら、ある方はそれをインスタグラムというのですか、私はできないのですけれども、載せてＰＲしてやるよというような形でドライフラワーをやっぱり六合にはあるのだという位置づけにしていきたい。それがガーデンズと花楽の里の役割だというふうに考えております。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）ありがとうございます。

今中之条ガーデンズと花楽の里についての観光としての役割という部分、答弁をいただきました。この花楽の里という部分をこっちの観光振興に持ってきたのがどっちにしようかなと思ったのですけれども、この後に農業振興という部分もあるので、どちらにしようかなとちょっと迷ったのですけれども、恐らく半々なのかなということで先に持ってきました。

そこで、中之条ガーデンズという部分で次の質問に入るのですけれども、この次の質問は各種イベント開催の目的とＰＲ、先ほど町長もおっしゃっていましたけれども、ＰＲ（宣伝）の効果という部分で先日といっても大分前ですけれども、４月ですか、中之条ガーデンズと太子駅において夜桜のライトアップをされたと思います。中之条ガーデンズについては１日間、太子駅については４日間ですか。要は、私が言いたいところ、この各種イベント開催の目的とＰＲ宣伝の効果というところで、今回中之条ガーデンズの夜桜のライトアップにおいては、上毛新聞のほうの掲載があったということもあったのだと思うのですけれども、先ほど同僚議員がＬＩＮＥの質問をいっぱいしていましたけれども、そういったところ、ＬＩＮＥの公式アカウントの中で告知が２日前にございました。その後、太子駅のライトアップについては開催当日というところでの告知だったような記憶がございます。やはりもったいないなというのが一言で言ったらそういうことになるのかなと思っておりまして、結果はどのぐらい入場されたのかという部分だったり、そういったところをお聞き

したいとも思っているのですけれども、今回あえて近いところで検証するためにやったのか。もちろん花ですので、咲く時期というのがありますから、開花に合わせてやるという部分と、あとは中之条の日ですか、そういったことで花をプレゼントするという、そういう企画もあったと思いますけれども、そういった直近に告知した理由というのがもしあれば教えてください。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）各種イベントの開催の目的とＰＲというお尋ねであります。議員ご承知のとおり、町で様々なイベントを実施しておりまして、これらが開催できますのも町民の皆様のご協力のたまものと、本当に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

イベント開催の目的と効果とのご質問でございますけれども、目的とすれば地域振興、コミュニティーの活性化、文化伝統の伝承、継承、教育啓発、いろいろ上げられますけれども、効果については経済効果として地域経済が好循環をもたらし、社会的効果としては地域が一丸となり地域文化や情報の発信、地域コミュニティーの形成が促され、住民間の交流が強化されているものと考えておりますし、地域ブランドの再発見や価値の向上、知識やスキルを学ぶ機会の提供、長期的な観光促進効果につきましても大いに期待できるものでございます。自治体が開催するイベントは、これらの目的や効果を通じて地域の持続可能な発展や住民の生活向上に重要な役割を果たすものと考えております。

さて、最近、先ほどお話ありました開催いたしたイベントでは、中之条ガーデンズと旧太子駅で夜桜ライトアップを開催させていただきました。これも既存資源の再発掘を目的として開催をいたしましたけれども、多くのみなさんにご来園をいただき、大変よいイベントだったとお声をいただいております。

これは、事前周知が大変難しい、今年の気候からしますと、桜でありますので、３月に咲いてしまうこともありますし、４月に咲いてしまうこともあるので、なかなか難しいという中から情報発信を何とかしようということを苦心をしたのですけれども、そのへんのところはご理解いただけると思いますが、防災無線とか安心安全メールで情報発信をさせていただきました。新聞にも掲載させていただきまして、多くの方がおいでいただいたものと考えております。両施設とも今回初めてということですので、これからまたそれを検証させていただいて、次回への取組、あるいはＰＲ等させていただきたいと思います。

これが実は、私が２月頃、ガーデンズの園長もしていますものですから、バラとスパイラルガーデンもあるのだけれども、その前に何か考えられないかなという形で、こんなに桜の木がいっぱい太いのがあるのなら、夜桜ライトアップしようではないかというので、職員のほうにの話、提案をさせていただきました。最初は、去年は３月いっぱいに咲きましたよねという話が、そうだねという話ですが、桜というのはなかなか咲く時期が特定するの難しくて、でもせっかく咲くのだからと

いうので、４月の13日に決めるのもやっぱりしばらく４、５日時間をかけて考えてしまいましたものですから、前後が非常に寒かったのです。ですので、４月の13日ということになってしまいました。しかしながら、おかげさまで６時から９時までの３時間で1,229人の方がおいでいただきました。私もあそこ３時間ずっと入り口に立ちっぱなしでお出迎えしてお見送りさせていただいたのですが、本当にみなさんが切れ目なく９時までおいでいただきました。びっくりしたのが、若い人達、子ども達、それから青年の方達がいっぱい来てくれました。最初夜の時にどこからおいでになりましたと言ったら、私が町長というのが分からなかったものですから、おじさん車椅子貸してくださいって言うから、車椅子をお持ちしたら太田から来ましたと。たまたま新聞で見たので、母を連れて、母は歩けないので、来ましたと。太田市、その後ろが高崎市のご夫婦だったのです。でも、おかげさまでやっぱりＰＲが大切だなと思いましたのは、そういうことによって町外の方が本当に大勢来ていただきました。初めて来たのだけれども、すごいね、すばらしいねという感動のもとにみなさんお帰りになっていただきました。初めての提案だったけれども、よかったなというふうに、職員の方ちょっと疲れたのですけれども、でも職員の方も皆様おいでになって、桜でまたこれで人を呼べるのだという一つのヒントができたよと。

　では、太子駅でもやるべえやという話をさせていただきました。太子駅がやっぱり中之条と比べますと標高高いものですから、ここもやっぱり日にちの特定をするのなかなか難しいのですけれども、でも毎日毎日支所長、あるいは今の観光課長なんかからも情報をいただきながら、何とかこのへんで大丈夫だろうということで４月の20日ちょっと前から４日間させていただきました。これも２日で350人ぐらいお見えいただきまして楽しんでいただいて、今日は福田議員もおいでになりますけれども、みなさんにあそこで露店というのですか、キッチンカーみたいなのを出していただいて盛り上げていただきました。これも太子駅というか、六合の人達にすると初めての試みでありまして、よくやってくれたと、来年もやってくれるだろうねという念を押されましたので、こういうヒントをいただきながら少しずつ少しずつ我々でこのＰＲをする努力をしていく、これも行政の一つの務めだろうというふうに考えまして、このＰＲ、ビエンナーレもありますし、まち５もありますけれども、せっかくある自然遺産、あるいは産業遺産もしっかりとこれからＰＲすることによって中之条町おいでいただく方が増えてくるのではないかというふうな考え方でこれからも検証していきたいと思いますので、ぜひ佐藤議員にもいろいろ情報提供いただきながら進めていきたいと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）入場者数というところ、ご回答いただきました。イベントの内容だったり、そこがイベントが成功したかどうかというところの判断基準として、私は開催の目的という部分ではやっぱり数値目標というのが大事かなと思っております。今回新たなイベントを２つ行ったわけですけれども、入場者数というところで中之条ガーデンズのほうが1,229名、そして旧太子駅のほうが

２日間で352名というデータを今ご答弁されたのかなと思いますけれども、このうちのどれだけの人数が町民で、どれだけの人数が町外というところのデータというのは取っていらっしゃったでしょうか。もし分かればお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）このイベントにつきましては、ガーデンズの場合は町民の方も町外の方も全て無料でしたので、そこのところのカウントはしておりません。中之条ガーデンズの場合は、その日を中之条町の日という形で花のプレゼントなんかしたものですから、これはなかなか町外、町内のデータを取っておらないのですけれども、初めてだったものですから、そういう点は佐藤議員おっしゃるようにちょっと今少し計画性があればよかったのかなと思いますけれども、ただいろいろ宣伝費をかけたとすれば無料にしても中之条ガーデンズの宣伝は非常に大きい宣伝効果があったというふうには考えております。というのは、先ほど申し上げましたように町外の方がいっぱいおいでになったということになりますと、私が見ていても通常、今ローズガーデンフェアやっておりますが、年配の方がやっぱり中心的に多いと思います。この間の夜桜ライトアップというのは、よく言うインスタ映えというのですか、私やったことないのですけれども、そういう世代の若い人がいっぱい来たということは、町内だけではない、町外の方も多く来ていただいたのだろうなという感想はあります。ある高校の女子高生なんか６人グループで来ていただきました。全然この吾妻中央高校の生徒ではないですから、制服着て母親の方が連れてきてくれたのですけれども、そういった方が来るということは恐らく町外が多いのだろうと。そうすると、宣伝効果的には非常によかったのではないかと。経費は、実はかからないのです。ライトを持っていたものですから、ガーデンズで。電気料だけで、あとはみなさんでちょっと残業３時間していただきましたけれども、太子駅もそのライトを持っていったのですけれども、これもやっぱり町外、町内は見ていないのですけれども、ただよかったのがいろいろな方々にキッチンカーだとか、そういう形で参加していただきました。町のＮコネの人たちも参加していただきました。そういう人達もそこでいろいろなもの販売して利益をいただいたということでありましたので、まあまあの、初めてのケースにしては経済効果は多少はあったのかなと。

　佐藤議員おっしゃるようにこれからは、アンケートではないですけれども、どこから来ましたかぐらいのものは取ったほうが将来的にはいいのかなと、いい助言いただきました。ありがとうございました。今後は、そのように努めていきたいと思います。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）ぜひこれからデータ取りというところ、これイベントをやる時にこのＰＤＣＡサイクル、プラン、計画を立てて、実行して、チェックをして、アクションということで、次につなげるということなのですけれども、そういったところをやるのがまさにイベントの次につながるというところでございますので、ぜひこういうイベントやる時には、これはデータ取り、そして情報

収集というところでどんなお客様が来てくれたのかという部分ももちろんそうですけれども、何が宣伝効果があったのかというところの検証というのがこれから大事になってくるのかなと思います。それによってこれからどこに予算を、ＰＲするときにも費やせばいいのかなということがもちろん分かってくると思いますし、そういったところが、今はちょっと中之条町という町の体制というのですか、なかなか一般企業とは違うので、スピード感がないと言ったら申し訳ないのですけれども、これからの課題なのかなと思うところでございます。やることは、とてもいいことだと思うのです。やっぱりデータ取らないともったいないと思うのです。なので、これからはぜひそういったイベント等をやるときにはデータ取りをして次につなげるということをやっていただければいいのかなと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。ちょっと時間が押してきているので、駆け足になってしまうかもしれないのですけれども、続きまして上信道の観光地へのアクセス道路整備についてご質問をさせていただきたいと思います。観光振興という部分におきまして、旅行者が旅の目的地を選択する上で大きく影響する項目、大事にするところというのは、目的地までの時間という部分がございます。なるべく渋滞なく短時間で目的地に到着したいと思うのが一般的な旅行者の考え方です。上信自動車道、渋川伊香保インターから厚田区間、全線開通が令和11年度から12年度と予想される中で植栗・中之条インターチェンジから四万、沢渡へ向かうアクセス道路として現在一般県道植栗伊勢線の改築事業、伊勢町下交差点までの区間が進められておりますが、駅南バイパスから四万街道353号線に関わる整備改良事業については、現在全く予定はなく、植栗伊勢線の改築事業完成後に要望があれば交通量を計測し、必要があれば検討するとの見解を中之条土木事務所にて議会広報特別委員会の勉強研修会で同僚議員の質問に対していただいております。

そこで、お聞きします。現在町では、植栗・中之条インターチェンジから四万、沢渡へ向かうアクセス道路について、どのような考えをお持ちなのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）上信道のアクセス道路についてのお尋ねでありました。今年岩島のほうが７キロ開通をされまして、今佐藤議員のおっしゃるように令和11年を目指して、５年後ですか、全線を開通というお話は佐藤議員のおっしゃるとおりだと思います。

上信道のアクセス道路についてのご質問でございますけれども、上信道建設事業及びそのアクセス道路整備は群馬県が事業主体となり実施していただいている事業でございます。町としては、この事業が一日も早く完成するよう県関係機関への要望または上信自動車道建設規制促進期成同盟に加盟して、国への要望活動を実施しております。上信道は、災害に強い道として造られ、物流の効果を最大限に発揮する道路であります。完成の暁には、町の観光誘客にも大いに貢献されると期待しているところでございます。今後も一日も早い完成を願い、国、県、国会議員の先生方等への要望活動も強化をしてまいりたいと思っております。

吾妻６か町村の首長と土木事務所の職員の人と懇談をする機会がありまして、特に中之条、高山についてはあそこのところ下りてきて、中之条はとにかく四万、沢渡に誘客をするためのアクセス道路が非常に大事なのだということを強く申入れをさせていただき、高山地区ももちろんそうなのですけれども、そういった中で各首長さんがそれぞれの思いを持っていまして、中之条については直接上信自動車道ではなく、インターから下りてきて誘客を図るということで、これがやはりしっかりしていないと誘客ばかりではなくて、緊急の場合にも困るのだという話は土木事務所の所長と、年に何回がやり取りがあるのですけれども、そこのところにはもう口を酸っぱくして言っておりますし、県とかそういうところの要望会議でもその話はさせていただいております。

なかなか県の、国の事業ですので、言っていないと、忘れ去られては困るので、度々そういう説明をさせていただきますので、中之条町にとってもやはり有効に使えるような上信自動車道のアクセス道路を目指してこれからも要望、陳情を進めていきたいと、このように思っております。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）また、同様に過去同僚議員も質問されておりましたけれども、今後上信道が開通した際の川戸・原町インターチェンジと四万、沢渡温泉へのアクセス道路として、また沢田地区住民が原町日赤など東吾妻町への生活道路として県道245号線下沢渡原町線、中之条町山田地区部分の早期拡幅を望む声が数多く聞かれております。現在の工事の進捗、そして町の県への働きかけについてご説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）細かい説明は、建設課長のほうからしていただきますけれども、そういった今ご指摘の路線、これにつきましても県に対する要望事項を定めまして、そこへしっかりと組み込んで、重要な道なので、早く整備していただきたいという話は逐次させていただいております。もし補足がありましたら、建設課長のほうからさせますが、よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）建設課長、お願いします。

○建設課長（本多宏幸）建設課長、本多でございます。ただいまの県道下沢渡原町線の改良の計画の予定についてということで、そのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど町長が申し上げたとおり、当該路線についての原町工区、隣の東吾妻町エリア、そこを今現在土木事務所の工務第二係が実施をしていただいているという状況でございますが、原町工区が終了したら中之条工区へと移っていくというような形で今後は計画はされていくわけですけれども、その計画が間を開かないで早期実現が図られるようにというような形で、町長が申し上げたとおり要望を毎年最低１回以上直接要望を土木事務所長様にさせていただいております。

なお、令和５年度につきましては、お会いする機会が大変多かったものですから、４回ほどその点についての確認をさせていただきながら事業の実施について進めていただくようお願いを申し上げたところでございます。

また、先般土木事務所から当該路線についての意見ということで、何か地元からの声があればまた改めてお聞かせいただきたいという電話でのご相談もありましたものですから、間が開かないでとにかくすぐに工事着手ができるよう、特に原町寄りの狭い所１か所あるのですけれども、そこを注目していただきながら進めていただきたいというふうに要望させていただいている状況にございます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）ありがとうございました。引き続き県への要望よろしくお願いいたします。以上、上信自動車道に関わる件につきまして、今後町としてこのアクセス道路に関して、観光地へのアクセス道路という観点だけではなく、またこれから植栗伊勢線がつながりますと伊勢町下交差点から左折をしまして、四万温泉の方面に向かって道路の交通量も多くなってくるのかなと考えられます。上信道がつながればさらになおさらのことだと思います。子ども達の通学道路への配慮、そして生活道路としての渋滞問題をはじめ様々な視点、角度から検討する必要があると考えます。中之条ガーデンズや霊山たけやま、そして温泉地へのアクセス道路の整備、六合温泉郷や観光施設を含め、誘導、案内看板の設置なども考慮し、検討委員会の立ち上げが必要だとも考えますが、いかがでしょうか。町長の見解をお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今そういうご提案をいただきました。ご意見として承っておきまして、私どものほうでまた研究していきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。続きまして、農業振興についてお伺いをいたします。花卉産業、六合の花というところでございますけれども、これまでの立ち上げからブランド化するまでの変遷を踏まえた現状と今後の目標や展開について町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）農業振興の中の六合の花についてのお尋ねでございます。これ私が承知している話でありますけれども、本当に六合の方々が長年にわたってこの六合の花を愛情を持って育てて一大産地につくり上げたという、本当に努力には心から敬意を表する次第でございます。

六合地区では、昭和63年頃から露地栽培により山野草等の草花を中心とし、地域の特性を生かした花作りが始まりまして、ＪＡあがつま花卉生産部会の六合支部会員が生産を担っております。現在では、草花に限らず宿根草や枝物等の100種類以上の多品目の花卉を栽培しております。六合の花は、主に東京市場に出荷をされ、メインの花を引き立てるような愛らしい花ということで全国的に知られる産地となってきております。令和５年の切り花、切り枝の出荷取扱数でありますけれど

も、約238万本、１億7,000万円弱の販売がございました。令和４年度と比べますと、0.3%の伸びでございます。

私も農協の役員をしておりましたけれども、１つの品目で１億円を超えるということは大きな産業に値するという品目で、六合の花もその域に来ているのではないかと、このように思っております。

六合の支部会員は、令和６年４月１日現在60人で、六合の花の栽培のため、町外から転入した就農の方もおります。平成28年度から令和６年度には、新規就農者10人うち町外から転入９人がおります。今後の目標としては、市場から引き合いがあり、より高い単価の花の研究を行い、品質向上を図ることであります。そのためには、安定した品質保持や出荷調査を行うため、パイプハウスの導入を進めてまいります。

また、中之条花楽の里を中心としてドライフラワー事業を推進しております。六合の花をドライフラワーにすることによって、出荷時期を切り花よりも長期化し、生産者の体力の負担を軽減できるほか、咲き過ぎや茎や短い等の市場に出荷できない規格外の花につきましても加工することができ、無駄なくさらに付加価値をつけられる形で販売していきたいと考えております。

販売といたしましては、令和５年度が出荷数１万2,400本、約300万円の実績となっております。令和６年度の目標としては、出荷数を２万5,000本とし、売上目標を600万円と設定しております。今後もさらなる販路の拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）ありがとうございます。今六合の花作りについて現状というところ、ご答弁いただきました。

この六合の花という部分、今後の展開として六合地区以外、中之条エリアのほうでも生産のほうを拡大していくというような、そういったお考えはあるのか、お願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）この六合の花については、数年前だと思うのですけれども、今名久田地区でも、正確には分からないのですけれども、５、６名の栽培者の方が生産をされております。やはりこれは、六合の方々がおいでになって栽培指導、あるいは出荷に対しての指導をしていただいておりますので、花というのはなかなか、私も農家でキク栽培をしておりましたけれども、そういった指導をしていただける方がいるとだんだん、だんだん産地も広がっていくかなと。

あとは、問題は販路の拡大、これがまず第一でありますので、東京市場のいただいた評価を落とさないようにというのは、品質もそうでしょうけれども、ある程度の品物を出すというのが農家として大切なことでありますので、それと併せて東京に出張しますとやっぱり六合の花ばかりではなくてドライフラワーが割合人気があるというようなお話も聞きますので、そういった形の販路拡

大、これをやっぱりしっかり努めていく中で生産者の確保もしていかなければならないでしょうし、生産量も安定的に保つ必要があるだろうと思っています。これは、六合の花の生産者の方々と相談しながら、そのへんのところは支援をしていきたいと、このように思っております。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）ありがとうございます。

何でこの質問をしたかといいますと、耕作放棄地だったり、野菜、米、そういったところに比べて若干花の栽培といったほうが体力的に楽な部分があるという話も聞いております。そういったところで延命というのではないのですけれども、高齢者の方が長く畑仕事をできるような形でやれるのがいいのかなと思っております。少しでも生活を楽にするために、お小遣い稼ぎと言ったら変ですけれども、そういったところも考えながらやれればという部分も聞いたりしていますので、先ほど町長言われたように質と量ですか、そういったところをやっぱりブランドという部分で六合の花売っておりますので、そこを損なわないようにやるというのがもちろん大事なことかなと思いますけれども、しっかりとしたいい指導者がいるうちにという話も聞いておりますので、ぜひそういったところも生産量と質の向上という部分、販路広げていくという部分、今後検討いただければいいのかなと思います。よろしくお願いいたします。

時間が押してきました。とてもとても通告したもの全てやれそうもないので、今回は腰を据えて、次の米農家支援と中之条フード・デザイン・コンペティション、その２つに絞って残りの時間を質問させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問です。米農家支援についての考えはというところでご質問させていただきます。米農家支援、先ほど農家支援という部分で同僚議員からもいろいろな質問があったかと思います。その中で今回私は、米農家に絞っての質問ということでございます。以前も質問させていただいたのですけれども、今日本でも食料自給率という部分で国も考え方を変えまして、平成30年で37％だったところを2030年には45％に上げていこうという法定目標を定めたわけですけれども、そこに向けてやっていくものとすれば、野菜も大事なのですけれども、やっぱり米が最適なのかな。米をやるのが一番日本にとってもいいのかなと私は考えております。なかなか担い手の不足等問題はございますけれども、何とか米作りというところをまた中之条町、盛んにしていきたいなと思っております。

先ほど同僚議員の質問の当初に小学生の田植えですか、お話がありました。実は私の娘も５年生でやってきたということで、大変喜んでおりました。そういった農業に関する体験ですかね、そういったところの教育というのもこれからやっぱり大事になってくるのかなと思います。小さい頃からのやっぱり教育というのは、本当に大事なのかなと思います。

私の所管に被りそうなので、このへんでやめたいと思いますけれども、そういいった中で米の自給率というのですかね、日本人が年間に１人当たり大体今50キロぐらいのお米を消費しているというデータがございますけれども、中之条町の年間の生産高というところ、どのくらい確保できてい

るのかというところがもし分かれば教えていただきたいなと思っております。やはり自給率という部分で中之条町の中での米の消費、自給自足というところをこれからやっていく必要が出てくるのかなと考えておりますので、そういったところもし分かれば教えていただければと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）米の農家の支援ということでご質問いただき、本当にありがとうございます。米の中之条町の生産量、これについてはちょっと数字把握しておらないのですけれども、米ですから、年々毎年毎年作高が違いまして、前年比100だとか前年比90だとかというので、数量が違うと思うのですけれども、数字についてはまた後日農林課のほうで年間どのくらいだよというのを、ＪＡは出荷しか分からないので、全体的な面積からいいますと、全国が54.4％のところ町は34.6％と水田面積率が若干低いんですね。これは、小区画なやっぱり地域性もあって、中山間地域ですから、そういう生産、不利な条件ということもあります。このような状況の中で、私もそうですけれども、米農家は平成23年においしい米づくり研究会を設立をさせていただきました。良質な米を作る研究会を立ち上げて水稲栽培講習会、あるいは米コンクールなど実施して食味の向上に努めてまいりました。米の品質施策の一つとして中之条町で生産された米穀検査一等米で食味値80以上、そして町コンクールに出品したお米を「花ゆかり」というブランド化にしております。これも行政として進めているところでありますけれども、また災害時の発生に備えまして「花ゆかり」のアルファ化した米1,000食を町の備蓄米として令和５年度に整備をいたしました。

今後も様々な米の利用を推進していきたいと考えておりますけれども、今年度の予算のところでご審議をいただきまして、食味分析計、これちょっと数字狂ってきてしまいましたので、新しく新規に導入しようということでお認めをいただきました。

ちょっと2020年の、ちょっと古いのですけれども、農林業センサスでいきますと水田面積が412ヘクタールが中之条町だそうです。農家戸数が1,116戸、これはもう恐らく４年たっていますから減っていると思います。

こういった中で米作りというのは、私が農家を始めたのが二十歳なのですが、その頃は10アールで何キロ取れるかというのがやっぱり主流だったのです。簡単に言うと１反歩10俵を目指そうという。今は、そうではないのです、やっぱり。おいしい米を食べたい。安全な米を食べたい。ですので、農家の方も今減農薬に取り組んでいます。無農薬というわけにいかないですけれども、減農薬に取り組んでやっていますけれども、やっぱり１反歩７俵ぐらい押さえた中でおいしいお米を食べようではないかという中之条の取組もして、これが全国的にどの町でもお米はブランド化しています。これから一番大変なことは、この気候変動今一番大変なのです。コシヒカリの栽培が、富山県で生まれたコシヒカリが新潟で魚沼で花を咲いた、これがだんだん北上化してきますので、今農家が考えているのは安定した米作りをしていく上においては、品種改良がもう余儀なくされています。ですので、新潟では新之助という米があります。今最近できたのがゆうだい21というのが宇都

宮大学で研究された。こういう米は、病気に強くて、この気候にも強い。ですので、これからの農家の場合はおいしい米を作り、病気、気候にも耐えられるようなおいしい米を作るという時代に入ってきていると思うのです。ですので、耕作放棄地も増えてまいりますけれども、やっぱり少しでも農家の方々に中之条町でおいしい米を作っていただいて、昨日やったみらい米の話もございますけれども、そういった形で米の大切さを後世につないでいけるような、そういう行政を考えていきたいと、このように考えております。

答弁が長くなってすみません。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）最後１問残ってしまったのですけれども、米農家支援というところで今回閉めたいと思っています。

米農家支援という部分、この花ゆかり、ブランド米の話出ましたけれども、ブランド化されない、食味値がそこの数値に行かないお米というのももちろんあるのかなと思うのですが、そういったお米の販路として、提案なのですけれども、金額の差があると思うのですが、そこに地域商品券なるものをつけて、金額の差、どっちがお得かみたいな形で町民に売るということも考えていただければなと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）佐藤力也さんの質問が終わりました。

――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――

◎　散　会

○議長（安原賢一）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

３日目の18日は定刻の午前９時30分から再開しますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会します。長時間にわたりご苦労さまでした。

（散会　午後２時５１分）

令和6年第1回中之条町議会定例会　6月　　定例会議　　会議録　　第3日

招集年月日（会議）	令　和　6　年　6　月　18　日								
招集の場所	中之条町役場　議　事　堂								
開　議　日時	開　議	令和6年6月18日　午前9　時　30　分							
散　会	散　会	令和6年6月18日　午前10　時　10　分							
	議席番号	氏　名	応招・不応招の別	出席・欠席の別		議席番号	氏　名	応招・不応招の別	出席・欠席の別
応招ならびに不応招議員	1番	原沢　香司	応招	出席		9番	冨沢　重典	応招	出席
応招　15名	2番	福田　公雄	〃	〃		10番	関　常明	〃	〃
不応招　0名	3番	山本　修	〃	〃		11番	唐沢　清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃		12番	福田　弘明	〃	〃
出席ならびに欠席議員	5番	山田みどり	〃	〃		13番	剱持　秀喜	〃	〃
出席　15名	6番	佐藤　力也	〃	〃		14番	小栗　芳雄	〃	〃
欠席　0名	7番	関　美香	〃	〃		15番	安原　賢一	〃	〃
	8番	大場　壯次	〃	〃					
会議録署名議員	8番　大場　壯次		9番　冨沢　重典		10番　関　常明				
職務のため出席した者の氏名	事務局長	田村　深雪	書記	山田　和弥					
	議事書記	小板橋　千晶	書記	林　沙晶					
	議事書記	割田　祐太							

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸　茂樹	農林課長	飯塚　和子
	副町長	篠原　良春	観光商工課長	山本　嘉光
	教育長	山口　暁夫	建設課長	本多　宏幸
	総務課長	朝賀　　浩	企業課長	山田　秀樹
	防災安全課長	篠原　　充	六合支所長	油井　文男
	税務課長	齊藤　泰典	会計管理者	安原　隆一
	地域共創課長	湯本　文雄	こども未来課長	山本　伸一
	住民福祉課長	山田　行徳	生涯学習課長	劔持　和美
	保健環境課長	小池　宏之	教習所長	橋爪　　勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

議　事　日　程　　第３号

（令和６年６月１８日午前９時３０分開議）

第１　議案第　１号　令和６年度中之条町一般会計補正予算（第１号）
　　議案第　２号　令和６年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
　　議案第　３号　令和６年度中之条町上水道事業会計補正予算（第１号）
　　議案第　４号　令和６年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第１号）
第２　議案第　５号　中之条町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
　　議案第　６号　中之条町税条例の一部改正について
　　議案第　７号　中之条町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
　　議案第　８号　中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
　　議案第　９号　中之条ガーデンズ設置及び管理に関する条例の一部改正について
　　議案第１０号　尻焼温泉弁天の湯の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第３　議案第１４号　財産の取得について
第４　選挙第　１号　選挙管理委員及び同補充員の選挙について
第５　請願第１号・陳情第１号
追加日程第１　議第１号議案　「国道３５３号車両通行不能区間の解消を求める意見書」の提出について
第６　特別委員会中間報告
第７　議員派遣の件

――――――――――――――――――――　○　――――――――――――――――――――

◎　開　議

○議長（安原賢一）みなさん、おはようございます。第１回定例会６月定例会議の本会議も本日で３日目となりました。お疲れのこととは思いますが、慎重審議をお願いいたします。

各委員会から報告書が提出されましたので、お手元に配付しています。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のため議場内の撮影を行います。傍聴席につきましては映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されますと録画録音される恐れがあります。あらかじめ承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――――　○　――――――――――――――――――――

◎　議案第　１号　　令和６年度中之条町一般会計補正予算（第１号）

◎　議案第　２号　　令和６年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

◎　議案第　３号　　令和６年度中之条町上水道事業会計補正予算（第１号）

◎　議案第　４号　　令和６年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（安原賢一）日程第１、議案第１号から第４号を一括議題とします。

これらの議案につきましては、去る５日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。12番、福田さん

○12番（福田弘明）お伺いいたします。

今回補正でシステムの改修業務委託料というのが何カ所か計上されております。戸籍システムだとか、それと低所得世帯支援給付金についてのシステム改修、また国保の関係でも国保資格システム改修業務委託料、マイナンバーカード等の連携ということなのですが、こういうふうにシステムの改修委託料を計上されておりますが、これに関連して、システム改修につきまして、このへんは個人情報の最たるものを取り扱うところでございます。この業者とのこの個人情報の取扱いについては、どのような契約を結ばれているのかお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）住民福祉課長

○住民福祉課長（山田行徳）先ほどのシステム改修の委託の関係でございます。個人情報の取扱いの関係でございますが、委託の際に契約書の中で、個人情報はもちろん取扱いをいたしますので、個人情報につきましては慎重に取り扱うようにということで、契約書の中でうたっておりますので、契約のほうでうたっている形となります。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）具体的にどのような契約なのか、内容を教えていただけますか。

○議長（安原賢一）住民福祉課長

○住民福祉課長（山田行徳）すみません。契約書、今持ってこなかったのですけれども、個人情報につきまして、他に流出することがないようにするということで契約書の中でうたっているところでございます。すみません、具体的な文言につきましては、手元にありません。お願いいたします。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）その中で、相手業者が下請に出すというようなことは、その点はどういうふうに定めていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）住民福祉課長

○住民福祉課長（山田行徳）システム改修につきましては、主にはＴＫＣ等の業者になるのですけれども、そこから下請には出ておりませんので、そのシステムの業者と結んでいるという形になっております。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）たぶんひな形、個人情報を取り扱う際にひな形というのがあると思うのですが、後でご提示いただければと思います。

以上です。

○議長（安原賢一）ほかにご質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は起立により行いますが、起立しない議員は本案に対し反対とみなすことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、ただちに採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第１号　令和６年度中之条町一般会計補正予算（第１号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２号　令和６年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号　令和６年度中之条町上水道事業会計補正予算（第１号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４号　令和６年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第１号）について採決しま

す。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　議案第　５号　　中之条町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

◎　議案第　６号　　中之条町税条例の一部改正について

◎　議案第　７号　　中之条町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について

◎　議案第　８号　　中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

◎　議案第　９号　　中之条ガーデンズ設置及び管理に関する条例の一部改正について

◎　議案第１０号　　尻焼温泉弁天の湯の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（安原賢一）日程第２、議案第５号から第10号を一括議題とします。

これらの議案につきましても去る５日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第５号　中之条町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号　中之条町税条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７号　中之条町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８号　中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第９号　中之条ガーデンズ設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第９号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第10号　尻焼温泉弁天の湯の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　議案第１４号　　財産の取得について

○議長（安原賢一）日程第３、議案第14号　財産の取得について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第14号　財産の取得につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本年度当初予算においてご議決をいただきました道路除雪作業用除雪機械の購入につきまして、その内容が確定いたしましたので、ご議決をいただきたいものでございます。

購入予定の除雪機械につきましては、六合地区に配備しております平成13年度購入の８トン級の

除雪車でありまして、耐用年数を大幅に経過し、23年間使用したため、国庫補助金を活用し更新をいたしたいものでございます。

取得金額は1,636万2,164円、取引先は日の丸ディーゼル株式会社でございます。納入時期は令和７年３月を予定しております。ご審議をいただき、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑願います。12番、福田さん

○12番（福田弘明）町長の説明によりますと、国の補助事業を適用するということなのですが、補助率はどのくらいになるのでしょうか。

○議長（安原賢一）建設課長

○建設課長（本多宏幸）ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

国庫補助金の率につきましては、除雪機械におきましては３分の２でございます。

以上です。

○議長（安原賢一）いいですか。ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　選挙第１号　選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○議長（安原賢一）日程第４、選挙第１号　選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題とします。

お手元に配付したとおり、中之条町選挙管理委員会委員については、この６月24日に任期満了となります。選挙管理委員会委員は、地方自治法の規定により議会による選挙とされています。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

ここで資料を配付します。

（資料配付）

○議長（安原賢一）最初に、選挙管理委員を指名します。

大字上沢渡　山本郁夫さん、大字平　劔持博美さん、大字入山　山本光也さん、大字中之条町　富沢美代子さん、以上の方を指名します。

続いて、選挙管理委員会委員補充員を指名します。大字伊勢町　山田實さん、大字四万　中路力生さん、大字赤坂　福島栄司さん、大字五反田　福田英二さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名した方々を選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員に、山本郁夫さん、劔持博美さん、山本光也さん、富沢美代子さん、選挙管理委員会委員補充員に、山田實さん、中路力生さん、福島栄司さん、福田英二さんが当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

――――――――――――――――――――　○　――――――――――――――――――――

◎　請願第１号・陳情第１号

○議長（安原賢一）日程第５、請願第１号及び陳情第１号及び陳情第１号を議題とします。

お手元に請願・陳情審査報告書を配付していますが、この際委員長から審査経過の概要について報告を求めます。

請願第１号について、文教民生常任委員長　山田みどりさん、ご登壇願います。５番、山田さん

○文教民生常任委員長（山田みどり）

議長の命によりまして、令和６年６月定例会議において文教民生常任委員会に付託された、請願の審査報告を申し上げます。

当委員会は、６月11日、午前９時30分から、第１委員会室において、委員５名、町長、議長、関係課長、職員出席の下開催し、請願第１号について審査し、「趣旨採択」と決定しました。

請願第１号は、「政府に「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を提出することを求める請願」で、憲法を生かす吾妻連絡会より提出されたものであります。

各委員からは、「請願の趣旨では納得する部分があるが、マイナンバーカードと保険証をひもづけることのメリットはデメリットに比べて非常に大きいと思うので、趣旨採択がよいと思います。」。「初日に説明を受けた時点で、またこれから方針が変わってくる可能性もあるし、最終的にどうなるということが結論として出ていない。言っていることの趣旨はよく分かるが、現時点では様子を見るという方向かと思うので、私も「趣旨採択」でお願いできればと思います。」。「この請願の趣旨についてはたぶん多くの住民がこのような認識だと思います。保険証廃止後にマイナンバーカードで対応できない人に発行される「資格確認証」についての内容が分からないので、不安に思っているのだろうと思います。町に情報が入り次第、情報提供していただければありがたいと思っています。」。「保険証は我々にとって身近な、直接関係のある重要な問題ですので、慎重に審議する必要があると考えます。政府がこのマイナ保険証を、遅れている医療現場のＤＸ化の基盤として捉えているということもあり、今後の推移を見守りたいと考えております。」などの意見が出されました。

「趣旨採択」という意見が多かったので、「趣旨採択」とするか採決を行った結果、賛成全員であったため、当委員会では「趣旨採択」に決定しました。

以上、文教民生常任委員会に付託されました請願の審査結果報告とさせていただきます。

○議長（安原賢一）以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、委員長報告に対する質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

請願第１号について採決します。

本件に対する委員長報告は趣旨採択です。

請願第１号　政府に「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を提出することを求める請願に

ついて、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安原賢一）起立多数であります。

よって、請願第１号は趣旨採択とすることに決定しました。

次に、陳情第１号について委員長から審査経過の概要について報告を求めます。

産業建設常任委員長、関美香さん、ご登壇願います。７番、関さん

○産業建設常任委員長（関　美香）

議長の命によりまして、令和６年６月定例会議において産業建設常任委員会に付託された陳情の報告を申し上げます。

当委員会は、６月13日午前９時30分から議場において委員５名、町長、副町長、関係課長、職員出席の下に開催し、陳情第１号について審査し、「採択」と決定しました。

陳情第１号は、沢田地区区長会長から出された「国道353号、群馬県・新潟県境未開通区間の整備促進を求める陳情」です。

国道353号の未開通区間の整備促進について、関係機関への積極的な働きかけを求めるもので、平成27年より令和４年まで同様の陳情があり、採択され意見書を提出しております。

各委員からは、「この陳情についてはもう随分前から出ている陳情で、私としては全く願意妥当だと思います。」。「私も願意妥当だと思います。経緯について読ませてもらったが、44年前からということ、議会でもずっと採択されているということです。防災また観光ということを考えても、ぜひともこの開設を願うところです。」。「昨年は気候変動の影響か、集中豪雨など天候による災害も町内各所で散見されている状況です。陳情の内容にあるとおり、防災の観点からも国道353号線の開通が求められておりますので、私も願意妥当と思います。」。「これは途中１回途切れてしまった時期があるんですが、長くかかってもいいということで、再度区長会から陳情するということで始まったことなので、ぜひ願意妥当ということでお願いしたいと思います。」などの意見が出されました。

「採択」という意見が多かったので、「採択」とするか採決を行った結果、賛成全員であったため、当委員会では採択と決定しました。併せて、意見書の提出について決定し、意見書案を審査しました。

意見書案については修正点等がなかったので、この案のとおり意見書を提案することに決定しました。

以上、産業建設常任委員会に付託された陳情の審査結果報告とさせていただきます。

○議長（安原賢一）以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、委員長報告に対する質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

陳情第１号について採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。

陳情第１号　国道353号、群馬・新潟県境未開通区間の整備促進について、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、陳情第１号は採択とすることに決定しました。

――――――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――――――

◎　日程の追加

○議長（安原賢一）陳情第１号の採択に伴いまして、意見書の案が提出されております。

本案をこの際日程に追加し、議題することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、この際日程に追加し、議題にすることに決定しました。

議案を配付します。

（議案の配付）

○議長（安原賢一）ただいま配付しました議第１号議案を追加日程第１として議事日程に加えていただきたいと思います。

――――――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――――――

◎　議第１号議案　「国道３５３号車両通行不能区間の解消を求める意見書」の提出について

○議長（安原賢一）追加日程第１、議第１号議案について議題とします。

議案を朗読させます。局長

（議第１号議案について、議会事務局長朗読）

○議長（安原賢一）お諮りします。

ただいま朗読しました意見書案につきましては、先ほどの委員長の報告のとおりでありますので、提案理由等を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、直ちに採決します。

議第１号議案　「国道353号車両通行不能区間の解消を求める意見書」の提出について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議第１号議案は可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　特別委員会中間報告

○議長（安原賢一）日程第６、ここで特別委員会委員長より委員会の中間報告を求めます。議会改革推進特別委員長、剱持秀喜さん、ご登壇願います。13番、剱持さん

○議会改革推進特別委員長（剱持秀喜）議長の許可をいただきましたので、議会改革推進特別委員会の経過報告をさせていただきます。

第５回目の委員会を12月19日に開催しました。先行して検討していくこととなっていた議会モニター制度の要綱等を確認し、定員８名とし、年明けからホームページ等に掲載し募集を開始すること、吾妻中央高校にもモニター等協力をお願いすることを確認しました。

なお、議会モニターについては、４月19日に選考会を開催し、７名を決定し、４月30日には議員各位の出席の下、委嘱式を行いました。

第６回の委員会は５月22日に開催し、以前決定した改革項目の優先順位、スケジュールを検討しました。

「議会モニター制度」は６月定例会議から活動を開始していただく。「議会サポーター制度」は今年度末には一定の方向性を出せるように。「ワールドカフェ（町民との意見交換会）」は、まず吾妻中央高校の学生や未来戦略ミーティングのメンバーを対象に開催を計画していく。「議会の情報発信にＳＮＳの活用」・「議会のネット配信」・「議会のＤＸ化」は１グループにして検討を行っていく。「議員定数、報酬等」・「政務活動費」についても一つのグループとして扱い、令和７年度の３月までに結論を出すことを確認しました。

なお、議会モニターについて、女性１名の方から応募があり、委員会終了後、正副議長及び正副委員長で選考し、適任であり委嘱することといたしました。

第７回目の委員会は６月６日に開催しました。これまで使用していたマンダラートの改革項目を一部修正、整理し、「１．議会モニター制度」、「２．議会サポーター制度」、「３．ワールドカフェ」、「４．議会のＤＸ化」、「５．議員の活動報告」、「６．定数・報酬・政務活動費等」、「７．休日・夜間・学生・女性議会等」、「８．その他」としました。

前回に引き続き各項目についての目標設定等を協議したところ、「２．議会サポーター制度」については議会モニター制度の推移を見てから。「３．ワールドカフェ」については前回協議したと

おり、吾妻中央高校や未来戦略ミーティング等から随時スタートしていく。「４．議会のＤＸ化」については、「現在行っている議会中継方法の見直し」や「委員会中継の検討」などについて意見が出されました。「５．議員の活動報告」については、議員は、議会は何をしているのかよく分からないと言った声を聞く。町民へ議員の活動について知ってもらうためにも必要という意見の一方で、議員それぞれに考え方等が違うとも思われるので、早めに各議員等の意見を聞き、検討すべきとの意見も出されました。「６．定数・報酬・政務活動費等」については、早めに広い議論を進めていくことが望ましいとの一致した意見であり、次回の統一地方選の１年前までには結論を出せるように議論をスタートすることとしました。「７．休日・夜間・学生・女性議会等」については、ワールドカフェ同様に随時可能なものから実施していく方向になりました。ワールドカフェや学生議会等、可能なものは今年度内にも実施していく方向で準備し、その他の項目についても今年度末を判断目標に進めていくこととしました。

以上が今回の報告となりますが、前回の報告時にも申し上げましたが、同僚議員におかれましても十分調査研究をされ、議会基本条例に記されているように、信頼される議会へ向けての建設的意見、情報等の提供をお願いいたします。

以上、議会改革推進特別委員会の中間経過報告といたします。

なお、本日の本会議終了後、第１委員会室において、議会モニターのみなさんとの意見交換会を開催いたします。ご出席いただき、活発な意見交換を行っていただければと思います。

○議長（安原賢一）以上で委員長報告を終わります。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　議員派遣の件

○議長（安原賢一）日程第７、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付しました一覧表のとおり、議員を派遣することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、一覧表のとおり派遣することに決定しました。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　散　会

○議長（安原賢一）以上で今期定例会議に付議された案件は全て議了しました。

これをもって、令和６年第１回中之条町議会定例会６月定例会議を散会します。

長時間にわたり、お疲れさまでした。

（散会　午前１０時１０分）

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長　　安原　賢一

中之条町議会議員　　大場　壯次

中之条町議会議員　　冨沢　重典

中之条町議会議員　　関　　常明